

# カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価

——連邦司法センターによるADRおよびマルチ・オプション計画の評価を中心として——

小松良正

- 一 序論
- 二 カリフォルニア州北部連邦地裁におけるADR計画の概要
- 三 実務におけるADR計画の実施状況
- 四 裁判所におけるADR計画の効果
- 五 わが国に与える示唆

## 一 序論

一九九八年一月一日、著しい訴訟遅延を解消し、迅速かつ適正な裁判を実現するとともに、国民に分かりやすく利用しやすい手続とすることを目的として新民事訴訟法が施行された。その重要な特色としては、争点整理手続の整備、証拠収集手続の拡充、上告制度の改善、および少額訴訟手続の創設を挙げることができる。このような新法の下における裁判実務の運用状況については、現在、各地の裁判所や弁護士会による調査結果が報告されつつあり、非常に興味深いところである。<sup>(1)</sup> また、一九九九年六月には、二一世紀におけるわが国の司法制度のあり方を検討することを目

的として司法制度改革審議会法が成立し、この法律に基づき内閣に司法制度改革審議会が設置された。この審議会は、法律扶助制度の拡充や、裁判の迅速化、陪審制・参審制の導入、法曹一元等を主な検討項目とすることとしているが、さらに裁判手続外の紛争解決手段（ADR）のあり方をも検討項目の一つに加えている。<sup>(2)</sup>

これに対して、アメリカ合衆国では、一九九〇年に、ブッシュ政権の下で裁判の迅速化と低廉化を目的として民事司法改革法（Civil Justice Reform Act）が成立し、七年間の有効期間の下、連邦裁判所においてそれらの目的を実現するための多くの方策が実験的に実施された。<sup>(3)</sup> 民事司法改革法は、その目的達成のための方策として、類型別事件管理、裁判官による早期の事件管理、ディスカヴァリの管理、および代替的紛争解決（ADR）を規定し、すべての連邦裁判所に対して諮問グループの援助の下に、訴訟遅延の解消と費用の減少を実現するための具体的方策を実現することを要求した。これらの裁判所のうち一〇の連邦裁判所が原則としてそれらの諸方策を実施すべきものとされるパイロット地区に指定され、<sup>(4)</sup> これとの比較調査の見地から、その他の一〇の連邦裁判所が必ずしもそれらの諸方策を取り入れることを要しないものとされる比較地区に指定された。また、改革法は、この他にこれらの方策についてすでに一定の実績を有する五つの裁判所をデモンストレーション・コートに指定し、他の裁判所がこれらの方策を採用する際の模範とされるべきものとした。<sup>(5)</sup> そして、パイロット地区と比較地区で実施された諸方策の効果については、RAND民事司法研究所（RAND Institute for Civil Justice）が調査を行い、<sup>(6)</sup> デモンストレーション・コートについては、連邦司法センター（Federal Judicial Center）が調査を行うものとされた。<sup>(7)</sup> 合衆国司法会議（Judicial Conference of the United States）は、以上の調査機関の調査等に基づき一九九七年五月に連邦議会に対して最終提案を行い、この中で、特に司法会議は連邦裁判所が適切なADR計画の発展を継続させることを推薦するとともに、早期中立的評価（Early Neutral Evaluation）を適切なADRの方式として支持することを明らかにした。<sup>(8)</sup> このよう

な状況の下で、一九九八年一〇月、連邦議会は連邦裁判所法を改正して連邦ADR法（Alternative Dispute Resolution Act of 1998）を制定し、各連邦地方裁判所が、その地方規則に基づいて、すべての民事事件における当事者に対して訴訟の適切な段階で代替的紛争解決手続の利用を考慮するよう求めなければならない、との規定をおくに至っている。<sup>(9)</sup>

本稿は、前述のように、民事司法改革法によりデモンストレーション・コートに指定された五つの連邦裁判所の一つであり、革新的な事件管理とADR計画で有名なカリフォルニア州北部連邦地方裁判所により一九九三年に採用されたADRおよびマルチ・オプション計画の実施状況について、連邦司法センターが行った評価を検討することを目的とする。<sup>(10)</sup> カリフォルニア州北部連邦地裁は、ADR計画に関する実験の歴史を有しており、第一に、一九七〇年代後半に強制仲裁に関するパイロット計画を確立すべきものとされる三つの裁判所の一つとされ、その計画は一九八八年に制定法上の権限を有する一〇の強制仲裁裁判所の一つになった。<sup>(11)</sup> 第二に、北部連邦地裁は早期中立的評価の概念とこれに関する最初の実験的計画を考案した裁判所として知られており、この手続は一九八五年に採用された。<sup>(12)</sup>

カリフォルニア州北部連邦地裁が採用したマルチ・オプション計画は、民事訴訟事件について原則としてADRが利用されることを前提としつつ、当事者に裁判所付属の数種のADRおよび民間のADR手続の中から適切なADR手続を選択させることを内容とするものであり、極めて特色のある計画となっている。そこで、本稿では、連邦司法センターにより実施された調査報告に基づき、まず第一に、カリフォルニア州北部連邦地裁におけるADRおよびマルチ・オプション計画の概要について述べ、第二に、裁判所の実務におけるADR計画の実施状況について触れ、第三に、裁判所におけるADR計画の効果についての、裁判官と弁護士の評価を検討する。そして最後に、以上の検討結果から、ADR手続が訴訟処理時間の短縮、費用の減少や訴訟事件の和解について効果的な方法であること、A

DRを民事訴訟事件一般について広く利用すべきものとすることが望ましいこと、当事者自身にADR手続を選択させる場合の方がADR手続を一層効果的なものとするができること、そしてADR手続を専門的に担当するADR事務所の存在やADR中立人の資質が、ADR手続の成功にとり重要な意味を持つこと、を結論として述べることにする。

- (1) 近時の文献として、特集「新民事訴訟法施行一年の回顧と展望」判タ一〇〇七号四頁以下（一九九九年）、東京地裁ほか「新民事訴訟法・規則の運用に関する懇談会（一）―（六・完）」判時一六五六号三頁（一九九九年）―一六六九号九頁（一九九九年）、高橋宏志ほか「新民事訴訟法施行一年を振り返る（上）（中）（下）」判タ九九八号四頁、九九九号二三頁、一〇〇〇号五二頁（一九九九年）、特集「新民事訴訟法の運用」自由と正義四九巻九号九四頁以下（一九九八年）を参照。
- (2) 司法制度改革審議会「司法制度改革に向けて―論点整理―」（一九九九年二月二日公表）司法改革四号一〇頁以下（二〇〇〇年）を参照。司法制度改革をめぐる議論の状況については、特集「司法制度改革の展望」ジュリ一七〇号二頁以下（二〇〇〇年）、伊藤眞ほか（特別座談会）「司法制度改革の視点と課題」ジュリ一六七号五二頁以下（一九九九年）を参照。
- (3) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 103 (b) (2), 104 Stat. 5096 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860). 民事司法改革法の成立過程とその内容に関する詳細な研究として、大村雅彦「米国における民事裁判の現況と改革の動向―民事裁判改革法を中心として―」国際商事法務二一巻五号五一七頁、六号六八三頁、七号八三三頁（一九九三年）、合衆国司法会議による一九九四年二月一日付けの議会への報告書について、稲葉一人「アメリカ連邦地方裁判所による民事司法改革の展開と実施の方向（上）（下）」判時一五二二号一二頁以下、一五二三号一七頁以下（一九九五年）を参照。また、米国における民事司法改革法の実施状況について、古閑裕二「アメリカ合衆国における民事司法改革」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』一頁以下（一九九七年）を参照。また、アメリカ合衆国におけるADRの詳細な研究として、稲葉一人「アメリカ連邦裁判所におけるADRの現状と課題（一）―（四）」判例時報一五二五号七頁、一五二六号九頁、一五二九号三頁、一五三〇号一〇頁（一九九五年）以下、三木浩一「アメリカ判例時報一五二五号七頁、一五二六号九頁、一五二九号三頁、一五三〇号一〇頁（一九九五年）以下、三木浩一「アメリカ判例時報一五二五号七頁、一五二六号九頁、一五二九号三頁、一五三〇号一〇頁（一九九五年）以下、三木浩一」を参照。
- (4) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 105 (a), (b), 104 Stat. 5098 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
- (5) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (a), 104 Stat. 5097 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
- (6) See JAMES S. KAKALIK ET AL., JUST, SPEEDY, AND INEXPENSIVE? AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996). See also JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996); JAMES S. KAKALIK ET AL., IMPLEMENTATION OF THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT IN PILOT AND COMPARATIVE DISTRICTS (RAND Institute for Civil Justice 1996); JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF MEDIATION AND EARLY NEUTRAL EVALUATION UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996). RAND報告および民事司法改革法の評価については、（かいがいほうそつ五〇七）「民事訴訟改革法の効果」法曹五六一号七四頁（一九九七年）、菅原郁夫・民事裁判心理学序説三二三頁（信山社、一九九八年）、エドワード・H・クーパー（浅香吉幹訳）「プリアリアルとトリアリアル」の構造・アメリカ合衆国の視点」民事訴訟法学会編『民事訴訟法・倒産法の現代的潮流』三五頁及び四〇頁（信山社、一九九八年）、牧野和夫「アメリカ合衆国における最近の司法改革の状況について」国際商事法務二七巻二号一三一頁（一九九九年）、および拙稿「アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価」国士館法学三〇号一三五頁以下（一九九八年）を参照。

- (7) See DONNA STENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, i (FJC 1997). 上の報告書の概要については、拙稿・前掲注(6) 国士館法学三〇号一五三頁以下を参照。
- (8) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 FINAL REPORT, ALTERNATIVE PROPOSALS FOR REDUCTION OF COST AND DELAY ASSESSMENT OF PRINCIPLES, GUIDELINES & TECHNIQUES 35-38, 41-42 (1997), *reprinted in* 175 F. R. D. 62 (1997). 上の報告書の概要については拙稿・前掲注(6) 国士館法学三〇号一七二頁以下を参照。
- (9) See Alternative Dispute Resolution Act of 1998, Pub. L. No. 105-315, §3, Oct. 30, 1998, 112 Stat. 2993. 連邦ADR法については、伊関玄「1988年ADR法—合衆国裁判所法改正—」JCAジャーナル四六巻三二頁(一九九九年)、柏木秀一「米国における裁判所ADRの導入と概要—連邦裁判所でのADRを中心にして—」法の支配一一七号三六頁(二〇〇〇年)を参照。
- (10) See DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 7, at 173. カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における事件管理計画については、拙稿「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによる事件管理計画の評価を中心にして—」国士館法学三二号一頁(一九九九年)を参照。
- (11) See DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 7, at 176.
- (12) *Ibid.* カリフォルニア州北部連邦地裁における民事司法改革の状況について、林田学「特許訴訟とENEそして新型ディスプレイ—スキャバー—カリフォルニア州北部地区連邦地裁の手續改革—」ジュリ一〇三三号七七頁以下(一九九三年)を参照。

## 二 カリフォルニア州北部連邦地裁におけるADR計画の概要

### 1 ADR計画の構想(目的と争点)

#### (1) ADR事務所(ADR Office)

ADR事務所の創設前は、Wayne Brazil 治安判事が、書記官事務所の職員の補佐により、仲裁と早期中立的評価の計画を行っていた。これらの計画の重要性とその要求が増加するに伴い、裁判所は、これらの計画の質を維持するために専属的な管理が重要であることを確信した。諮問グループもまた、その計画を支援するための追加的な職員の配置を推薦し、「支援業務は、既存の計画における望ましい結果を達成するには全く不十分である」と指摘した。そのため、裁判所は、諮問グループの援助により、裁判所のADR計画について専属の専門的な職員による管理を提供するため、デモンストレーション計画の一部としてADR事務所を創設した。裁判所は、熟練した実務家が計画の信頼と質を高め、弁護士により一層の尊敬を受けるであろうとの考えから、実務経験のある者を、ADR計画における所長および副所長として雇用した。<sup>(13)</sup>

#### (2) マルティ・オプションパイロット計画(Multi-Option Pilot Program)と調停(Mediation)

ADR計画を担当する所長および副所長は、その職務の一環として、Brazil判事および諮問グループの構成員との協議に基づき、裁判所がその他のADR計画を提供すべきかどうかを調査した。諮問グループは、調停を考慮すべきことを提案したが、それは、裁判所における選択の対象とされていなかった唯一の重要なADRの方式であった。<sup>(14)</sup> 一年間の調査と考慮の後、裁判所は、マルティ・オプションパイロット計画とよばれるより広範な新たなプログラ

ムを採用するとともに、そのプログラムの一部として調停を採用した。実施の前提となる一般規則 (general order) によれば、マルチ・オプション計画の目的とは、一定の民事事件の当事者に、一連の裁判所付属の代替的紛争解決手続 (仲裁、調停、早期中立的評価、治安判事による和解、または民間ADR) についての選択権を与えることであり、<sup>(14)</sup> これらの手続が費用と遅延を減少させ、また裁判の質または審理を受ける権利を侵害することなく、より満足いく代替的紛争解決手続を提供するであろうとの期待に基づくものであった (一般規則三六条)。諮問グループの構成員の説明によれば、マルチ・オプション計画が採用された理由は、「あらゆる事件について万全なものはない」からであった。諮問グループは、異なる種類のADRが異なる種類の事件によりふさわしいものと考え、またマルチ・オプション計画が訴訟当事者に対して選択権を提供するとともに、裁判所が各事件について最も適切な代替的手続を選択する方法を知ることができる手段をも提供する、と考えた。<sup>(15)</sup>

裁判官は、マルチ・オプション計画を採用した、次のようなくつかの目的を指摘した。すなわち、①裁判所が以前に提供していなかったADR (例えば、調停) をも含め、当事者に対して、様々なADRの選択肢の中から特定のADRを選択する機会を提供すること、②ADRを通して早期に事件を解決して費用と時間を節約すること、③ADRに関する弁護士の意識を高め、特定の事件についてどのようなADR手続が最も適当であるかを弁護士に考えさせること、④限られた範囲ではあるが、どのようなADR手続が様々な類型の事件に最も適しているかを判断すること、そして、⑤当事者があるADR手続を選択するという推定 (または前提・presumption) がもつ効果を判断すること、であった。<sup>(16)</sup>

## 2 裁判所におけるADR計画の概要

代替的紛争解決は、北部地区の事件管理 (case management) 手続における不可分の構成要素をなしている。この裁判所におけるほぼすべての民事事件の当事者は、少なくともADRが彼らの訴訟事件について適切であるかどうかを考慮しなければならず、また裁判所に対して彼らが利用することのできるADRの選択を考慮したことを証明しなければならぬものとされている。<sup>(17)</sup> 裁判所のADR手続およびマルチ・オプション計画のすべてが、ADR事務所により監督される (裁判所において利用することのできるADR手続については、表1を参照)。

### (1) ADRオプション協議証明書の提出

裁判所は、一般規則に基づき、当事者とその弁護士に対して、彼らが「カリフォルニア州北部地区における紛争解決手続」(Dispute Resolution Procedures in the Northern District of California) という裁判所のパンフレットを通読したこと、彼らが利用可能な裁判所付属のおよび民間のADRオプションについて協議したこと、および彼らの訴訟事件がそれらのオプションから利益を得ることができかどうかを考慮したことを示す、署名のある証明書を提出しかつ送達することを要求した。一九九五年九月一日、これらの要件とADRに関するその他の規定は、北部地区のADR地方規則に一体化された。<sup>(18)</sup>

### (2) ADRマルチ・オプションパイロット計画

#### ①計画が適用される事件

一九九三年七月に裁判所がマルチ・オプション計画を実施した際、その計画は五名の地方裁判所裁判官のみの担当する訴訟事件に適用された (そのうちの一名が、デモンストレーション期間中退任した)。一九九六年三月にその計画は拡大され、サンフランシスコにおける治安判事の裁判権に同意した事件にも適用された。マルチ・オプション計画では、その計画に参加した裁判官に割り当てられた訴訟事件の当事者は、裁判所付属のまたは民間の代替的紛

表1 カリフォルニア州北部におけるADR手続

ADR手続	特 徴
拘束力のない仲裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マルティオプション計画の対象とされない事件の付託は、書記官により提訴の時点で事件の特質（紛争の性質と請求額）に基づき自動的に行われる。</li> <li>● 事件が自動付託の要件を満たすが、提訴時に割り当てられなかったときは、当事者の合意または裁判所の命令による。</li> <li>● 事件が自動付託の要件を満たさないときは、当事者の書面による合意に基づいた裁判所の命令による。</li> <li>● 付託は、ADRマルティオプション計画によってもなされる。</li> <li>● 当事者は、許可がある場合を除き、仲裁のヒアリングに参加しなければならない。</li> <li>● 仲裁人は、裁判所により支払いを受ける。</li> <li>● いずれの当事者も、拘束力のない仲裁判断を拒否し、再度の事実審理（trial de novo）を申し立てることができる。</li> </ul>
早期中立的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 付託は、その事件がマルティオプション計画に割り当てられないか、または仲裁に付託されない場合には、書記官により、提訴の時点での紛争の性質と事件番号（偶数番号事件）に基づき自動的に行われる。</li> <li>● 司法資源が利用しうることを条件に、合意、申立て、または命令によりまたは、ADRマルティオプション計画により、付託が行われる。</li> <li>● 当事者は許可がある場合を除き、ENEセッションに参加しなければならない。</li> <li>● 評価人は彼らの準備時間とENEセッションの最初の4時間を、無料で行う。その後は、費用は1時間当たり150ドルであり、当事者により分割される。</li> <li>● 拘束力を持たない。</li> </ul>
調停	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 付託は、マルティオプション計画に基づいて行われるか、または、司法資源が利用しうることを条件に、すべての当事者の合意に従った担当裁判官の命令により、申立てにより、または裁判官のイニシアティブにより、行われる。</li> <li>● 当事者は、許可がある場合を除き、調停セッションに参加しなければならない。</li> <li>● 調停人は、準備時間と調停セッションの最初の4時間を無料で行う。その後は、費用は1時間当たり150ドルであり、当事者により分割される。</li> <li>● 拘束力を持たない。</li> </ul>
治安判事による早期の和解協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 付託は、マルティオプション計画の対象となる事件では、裁判官のイニシアティブにより、1当事者の申請により、または、当事者の合意により行われる。</li> <li>● マルティオプション計画の対象とならない事件では、付託は、もっぱら担当裁判官の命令に基づいてのみ行われる。</li> <li>● いずれの民事事件も、対象となる。</li> <li>● 拘束力を持たない。</li> </ul>
民間のADR	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 付託は、マルティオプション計画に基づいて行われうる。</li> <li>● 当事者は民間のADRサービスの提供者から選択を行うことができ、これには、仲裁人、調停人、ファクト・ファインダー、中立評価人、およびプライベート・ジャッジが含まれる。</li> <li>● 実際上、すべての者が、彼らの提供するサービスに対して、料金を請求する。</li> </ul>

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 179 (1997).

争解決手続に参加するという推定（前提）が存在している（ADR地方規則三一一）。マルティ・オプション計画に割り当てられた訴訟事件に対して裁判所が提供するADR手続には、拘束力のない仲裁、早期中立的評価、調停、または治安判事による早期の和解協議が含まれる（表1を参照）<sup>(19)</sup>。

当裁判所のその他の裁判官に割り当てられた訴訟事件については、デモンストレーション計画以前に存在したADR計画が継続して適用される。これらには仲裁と早期中立的評価計画があり、その計画では、一定の適格要件を満たす訴訟事件は自動的にこれらの計画に付託されるものとされている<sup>(20)</sup>。言い換えれば、北部地区では、デモンストレーション期間中二つの異なった計画に基づき職務を行う二つのグループの裁判官が存在した。すなわち、一定の適格要件を満たすときは、これまでと同様に継続して自動的に仲裁または早期中立的評価に付託される訴訟事件を担当する、より大きなグループの裁判官と、すべての民事訴訟事件が、裁判所または民間部門により提供されるいくつかのオプションのうちの一つを利用して、ADRに参加することを期待される事件を担当する、より小さなパイロットグループの裁判官である<sup>(21)</sup>。

② ADRオプションの選択

マルティ・オプション計画に従う訴訟事件では、当事者は互いに裁判所のADRオプションについて協議した後、あるADR手続に合意することができる<sup>(22)</sup>。もし合意をすることができないときは、弁護士はどのADRオプションが彼らの事件にとり適切であるかを協議するため、裁判所のADR計画に関する所長または副所長との電話協議（telephone conference）に参加することを要求される<sup>(23)</sup>。一般規則三六条は、この電話協議が提訴後九五日から一〇五日までに行われるよう規定したが、ADR地方規則三一一五（b）は、それが「裁判所の指定した時期に」行われるものと規定する。

電話協議の後、ADR事務所は、担当裁判官に当事者の選択を要約したメモを、または当事者がADR手続を選択しなかったときはそれについての推薦を行うメモを送付する。もし、訴訟当事者が最初の事件管理協議(initial case management conference)の時点までにADR手続を選択していなかったときは、裁判官はその協議期日において弁護士とADRの選択について協議する。<sup>(24)</sup>当事者が一つのADR手続に合意できなかったときは、裁判官はその協議の最後にその事件についてADR手続を選択するものとするが、ADR手続の利用により生じる費用が、その特定の事件における利益を上回ると裁判官が判断するときは、この限りではないものとされている。<sup>(25)</sup>

### (3) 調停計画

#### ①付託の方法

ADRマルチ・オプション計画と並んで、裁判所は訴訟当事者が利用することのできる裁判所付属の紛争解決手続の範囲を拡大するため、調停計画を採用した。当初この計画は一般規則三七条に基づき実施され、現在はADR地方規則六条に規定されている。この規則によれば、調停とは、「中立的な弁護士調停人が和解のための協議を促進する、柔軟な、拘束力を持たない、非公開の手続」である、と規定されている。この手続は、マルチ・オプションパイロット計画の対象となる事件、および「運営上の資源および適当な調停人が利用できることを前提として」、<sup>(26)</sup>他の事件についても利用することができる(ADR地方規則六一二)。マルチ・オプション計画の対象とならない事件は、当事者の合意に基づいた裁判官の命令により、当事者の申立てにより、または裁判官のイニシアティブにより調停に付託される。<sup>(26)</sup>

#### ②調停手続

最初の調停セッションの遅くとも一〇日前に、当事者は以下のような調停に関する書面を調停人に対して提出し、かつ相手方に送達する。すなわち、その書面は調停セッションに参加するであろう決定権限を有する者を明記し、その者の出席が調停または和解の可能性を改善するであろう相手方当事者の関係者を明記し、その訴訟の重要な争点についての当事者の意見を述べ、当事者を最も和解協議に適した状態におくことを可能にするディスカヴァリまたは申立て(motions)を明記し、和解交渉の現状(status)を述べ、同様に調停手続をより生産的なものとする文書を添付したものである。<sup>(27)</sup>

依頼人は、調停への参加を要求される。ただし、依頼人個人の参加が「著しいまたはその他の不当な困難」を負わせることを示して、ADR治安判事により免除される場合はこの限りでない(ADR地方規則六一九(c))。調停人は、必要に応じ当事者と共同および個別の面接(caucuses)を行うことができる。調停セッションの後一〇日以内に、調停人は、ADR事務所に対して調停が和解により終了したか、その後の続行が予定されたか、また当事者が公開に同意する旨の合意の有無について報告する。調停人は、その準備時間および調停手続の最初の四時間については無報酬で活動し、さらに無報酬で四時間を超えて手続を続行することに合意することができる。<sup>(28)</sup>もし当事者が四時間を超えて調停を続行したい場合に、調停人が無報酬での続行を望まないときは、当事者はその後の調停手続について一時間あたり一五〇ドルの額を調停人に支払うことを合意することができる。<sup>(29)</sup>

#### (4) 中立人の選任

ある事件がマルチ・オプション計画によりまたはその他の方法によりADRに付託されるかどうかにかかわらず、中立人は、選択されたADR手続にしたがい異なった方法で選任される。その事件が仲裁に付されるときは、当事者はADR地方規則四一四(a)に基づき、裁判所が提供する一〇名のリストから氏名の削除と順位付けの手続を経て仲裁人を選任する。早期中立的評価または調停が選択されるときは、中立人はADR事務所により裁判所の中立人名

簿の中から割り当てられる。<sup>(30)</sup> 和解協議の場合は、当事者は特定の治安判事または(まれに) 地方裁判所裁判官の選択に合意することができ、裁判所は、部内での必要性と裁判官の利用可能性とを条件としてその選択を尊重するものとされている(A DR 地方規則七―三)。<sup>(31)</sup>

### 3 ADR計画の実行と維持

前述のように、マルチ・オプションおよび調停計画が創設される前に、ADR事務所が設置されその役職が充足された。

- (1) ADR事務所における職員の配置
- ① ADR計画所長及び副所長

裁判所のADR計画における最初の所長は、訴訟や法的な訓練および管理に関する深い経験を持ち、裁判所に雇用されるまではロー・ファームのパートナーである弁護士であった。彼女はまた、ヴォランティアとしての調停人および仲裁人としての経験をも有した。副所長もまた弁護士であり、公共政策に関する修士号を持ち、またロー・ファームのアソシエイトとして訴訟経験を有していた。<sup>(32)</sup>

ADR計画に関する所長および副所長が雇用された際、裁判所は彼らに裁判所のADR手続の改善を命じた。彼らが責任を負うものとされる事項には、裁判所のADR計画を運営し監督することのほか、マルチ・オプション計画において当事者との電話協議に参加し、当事者が自らの訴訟事件に適したADRの方法を選択できるよう援助すること、担当裁判官のために、電話協議およびその協議を実施する事件でのADRの現状について意見書を書くこと、中立人を募集し選考しかつ訓練すること、そして早期中立的評価や調停計画のために中立人を事件に割り当てることが

表2 ADR計画の費用見積額

カリフォルニア州北部

予算科目	特別支出	計画継続費用(年)
職員給与		\$ 202,726 - 263,572
資料 一般規則、研修資料等	2,740/年	—
ADRのパンフレット	5,000/年	5,000
備品	7,000	—
事務所の賃借料		19,840
コンサルタント代	89,260	2,600
中立人養成費	36,020	—
計		\$ 230,166 - 291,012

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 183 (1997).

含まれる。裁判所での任期の期間中、これらの職員はまた、多くの立場で、すなわち当初は裁判所における民事司法改革法上の計画の準備およびその計画上採用された事件管理パイロット計画の実施を通して、また定期的にはADR電話協議を通して裁判所の事件管理計画を援助した。<sup>(33)</sup>

#### ②その他の計画上の職員

裁判所は、その他の二つの民事司法改革法上の役職を受け入れ、その双方がADR事務所を補佐している。一つはADR計画のための運営補佐人(administrative assistant)であり、その職務は、間もなく実施される電話協議を処理すること、中立人となる可能性のある者が、中立人として割り当てられる予定の訴訟事件を担当する弁護士と同一のロー・ファームの出身者とならないように、衝突の有無についての予備的調査を行うこと、中立人の選任を補佐すること、ADR計画や訓練のためのセッションの実施を補佐すること、そしてADR計画に関するデータ・ベースや報告書の書式を改良し発展させるため、書記官事務所の構成員と共同作業をすることである。<sup>(34)</sup> もう一つの役職は、ADR事件システム管理人(ADR case systems administrator)であり、その職務はADR計画上の事件記録を作成すること、中立人が事件に選任された場合にその中立人に資料を送付すること、中立人が要求されたセッション



を計画し実行するとともに、評価報告書の返送を確保するため様々な時点で彼らと連絡をとることである。<sup>(35)</sup> 双方の役職ともADR電話協議を補佐しており、それには事件書類の入手や協議スケジュールの策定が含まれる。<sup>(36)</sup>

(2) ADR中立人の訓練

調停に関するオプションがマルチ・オプション計画の一部として創設された後、五回の二日間にわたる訓練のためのセッションが九三および九四会計年度に実施され、それは、ADR所長および副所長の補佐の下に外部の訓練指導員により行われた。訓練指導員の報酬および手立ては、一訓練セッションにつき六二〇〇ドルであった。<sup>(37)</sup>

早期中立的評価の中立人については、四回の二日間にわたる訓練のためのセッションが開かれた。これらはコンサルタントを利用せず、Wayne Brazil治安判事とADR職員により実施された。<sup>(38)</sup>

裁判所は三回の五時間にわたる仲裁訓練セッションを主催し、これらの訓練セッションの企画および実施を補佐するため、またBrazil裁判官とADR職員の助力の下に、将来の仲裁訓練セッションの際に裁判所により使用される八七頁の仲裁人ハンドブックを執筆するため、コンサルタントに二五二〇ドルを支払った。<sup>(39)</sup>

裁判所はまた、ADR訓練計画との関係で年に平均二五〇〇ドルの追加的な雑費を負担した。<sup>(40)</sup>

裁判所が追加的な費用を負担することなく、ADR職員は一三回の現職訓練 (in-service training) を実施したが、それには、特定の種類の事件について早期中立的評価の中立人として職務を行う弁護士が直面する問題点を取り扱う計画が含まれた。裁判所は、将来のほとんどの訓練が、コンサルタントなしにADR職員により実施されるものと予測している。<sup>(41)</sup>

(3) See DONNA STENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND

CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 176-177 (FJC 1997).

(14) *Id.* at 177.

(14 a) 本稿では 'arbitration を仲裁'、mediation を調停、early neutral evaluation を早期中立的評価、magistrate judge settlement を治安判事による和解、private ADR を民間ADRと訳すこととする。

(15) *Ibid.*

(16) *Ibid.*

(17) See LOCAL RULES FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF CALIFORNIA, CIVIL LOCAL RULE 16-4, 16-12 (1999) [hereinafter CIVIL L. R.]. 民事地方規則一六―四 (以下、地方規則と称す) は、主任弁護士が合合協議セッション (Meet and Confer Session) において、連邦民訴規則二六条 (f) 項に規定される事項のほか、地方規則一六―五 (初期デュースクロージャー)、地方規則一六―一二 (ADRの確認)、地方規則一六―一三 (事件管理書面および命令書の草案)、および地方規則一六―一四 (事件管理協議) に規定される事項について協議しなければならない」と定む。<sup>§ 16.</sup> See also E. Plapinger et al., *ADR and Settlement in the Federal District Courts*, 172 F. R. D. 559 (1996).

(18) See CIVIL L. R. 16-12 (a) - (c).

(19) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 178. See also LOCAL RULES FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF CALIFORNIA, LOCAL RULES FOR ALTERNATIVE DISPUTE RESOLUTION 3-2, 3-4 (a) (b) [hereinafter ADR L. R.]. ADR地方規則三―三 (a) によれば、マルチ・オプション計画への事件付託の通知は、提訴当事者または移送当事者に交付される初期の事件管理計画書 (Initial Case Management Schedule) によりなされる。

(20) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 178. See also ADR L. R. 2-3 (a). ADR地方規則二―三 (a) によれば、その事件が仲裁または早期中立的評価の手續に自動的に付託されたかどうかは、提訴時に交付される初期の事件管理計画書により通知される。仲裁手續に自動的に付託される民事事件は、一五〇〇〇ドルを超えない額の金銭損害賠償請求事件である (ADR地方規則四―二 (a))。また、早期中立的評価の手續に自動的に付託される民事事件は、ADR地方規則五―二 (a) (1) に規定された事件 (契約、不法行為、市民的権利、財産権、およびその他の制定法上の事件) で、同規

- 則五—二(a)(2)により除外されていない事件であり、かつADRマルチ・オプション計画および仲裁に付託されていない事件である(A DR 地方規則五—二(a))。
- (21) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 178.
- (22) See ADR L. R. 3-5 (a). ADR 地方規則三—五(a)は、ADR マルティ・オプション計画に付託された事件については、提訴後または移送後可能な限り早期に、弁護士はあるADR 手続に合意するよう協議しなければならないと規定する。
- (23) See ADR L. R. 3-5 (b).
- (24) See ADR L. R. 3-5 (c) (1).
- (25) See ADR L. R. 3-5 (b), (c). なお、ADR 地方規則三—六によれば、ADR マルティ・オプション計画では、拘束力のない仲裁は、最初の事件管理協議または最初の事件管理命令の発令のうちいずれか先に行われたもの後一三五日以内に実施されなければならない、また早期中立的評価セッション、調停、または治安判事による早期の和解協議は、最初の事件管理協議または最初の事件管理命令の発令のうちいずれか先に行われたもの後九〇日以内に実施されなければならない。
- (26) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 180. ADR 地方規則六—一は、「調停は、中立的な弁護士調停人が和解のための交渉を助成する、柔軟な、拘束力をもたない、非公開の手続である。…調停人は、一般に事件全体についての評価を行わないものとする。」と規定する。これに関連して、早川吉尚「日本のADRの批判的検討」立教法学五四号二〇二頁(二〇〇〇年)、同「米国からみた日本のADRとその問題点」JCA ジャーナル四六巻一〇号二七頁(一九九九年)は、米国におけるmediationでは、手続を指揮するmediatorは、当事者に対して判断を下さず、両当事者の主張を整理してお互いが真に望んでいるものを抽出し、両者が紛争解決に向けた何らかの合意に辿り着くための手伝いをするという役割を果たすと考えられている。これに対し、我が国の調停人の大きな役割は、調停案という自らの判断を提示することにあると考えられており、当事者に対する「説得」技術も重要であるとされる点を、米国のmediationとわが国の調停との相違点の一つとして指摘される。なお、わが国における調停手続の運営方法を詳細に検討する文献として、井上治典・佐藤彰一編「現代調停の技法」一頁以下(判例タイムズ社、一九九九年)を参照。
- (27) See ADR L. R. 6-7 (c);
- (28) See ADR L. R. 6-3 (b) (1).
- (29) See ADR L. R. 6-3 (b) (2). なお、ADR 地方規則六—四(b)によれば、調停は、最初の事件管理協議または最初の事件管理命令の発令のうちいずれか先に行われたもの後九〇日以内に実施されなければならない。
- (30) See ADR L. R. 5-4 (a), 6-2 (a).
- (31) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 181.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*
- (34) *Id.* at 181-182.
- (35) *Id.* at 182.
- (36) *Ibid.* デモンストレーション裁判所は、民事司法改革法に基づき、その計画を支援する追加的な財源を受けることができるので、カリフォルニア州北部地区は、ADR 事務所とADR 計画の運営のための財源を受けることができた。表2は、裁判所の提供した情報に基づいたADR 計画の費用を要約したものである。過去四年間における計画の維持のための費用は、ADR 事務所の運営する計画に参加した事件一件について約四八〇ドルであった。*Ibid.*
- (37) *Id.* at 184.
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*
- (41) *Ibid.*

### 三 実務におけるADR計画の実施状況

#### 1 様々な種類のADRに付託された訴訟事件の数

表3は、一九九三年七月一日にマルティ・オプション計画が開始されて以来、様々な方式のADRに付託された訴訟

表3 93年7月1日から96年6月30日に提訴された事件のうち、ADRに付託された事件のADR類型別事件数

カリフォルニア州北部

ADRの種類	マルチオプション事件	非マルチオプション事件
仲裁	28	803
調停	221	82
早期中立的評価	458	585
早期の治安判事による和解	195	0
民間ADR	59	0
小計	961	1470
その他のADR	1594	1151
計	2555	2621

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 185 (1997).

訟事件の数を示している。その表は、裁判所におけるADR手続の利用が、マルチ・オプション計画の場合とそれ以外の場合とで異なっていることを示している。特に付託が自動的な場合には多数の事件が仲裁に付託される一方、それがいくつかの選択肢の一つにすぎないときは、仲裁に付託される事件はほとんどない。他方、早期中立的評価への付託の数は、それが選択肢の一つであるときは、付託が自動的な場合と同様に非常に多い。非マルチ・オプション計画の対象となる事件の場合と異なり、マルチ・オプション計画の対象となる事件に対するより一般的なADR付託には、調停、治安判事による和解協議、および民間のADRがある。調停の利用は、非マルチ・オプション計画の場合には制限されていることに注意しなければならない(もっとも、現在までのところ、ほとんどの申請が許可された)。また、民間ADRと早期の治安判事による和解協議は、マルチ・オプション計画の場合にのみ事件表に記載される<sup>(42)</sup>。

全体的にみると、この裁判区における弁護士が選択権を与えられるときは、彼らは早期中立的評価を優先し、次に調停と治安判事による和解協議を選択し、わずかに民間ADRを選択し、仲裁

はほとんど選択しない。これらの相違は、おそらく異なった種類のADRに対する弁護士の熟知の程度によっては説明できないであろう。なぜなら、仲裁は裁判所における最も古い計画である一方、調停は最も新しいものだからである。マルチ・オプション計画におけるADRの種類のこのような分布は、当事者がADR手続を選択する場合は、彼らの事件に対する評価(早期中立的評価の特徴であり、また治安判事による和解協議における同様の期待でもある)を提供する手続を求めていることを示唆する<sup>(43)</sup>。

表3でさらに注目される点は、マルチ・オプション計画においてADR手続を選択した事件の数であり、より控えめな数を用いれば九六一件であるが、これと、ADRに付託されたその他の事件(その多くは自動的付託である)の数を比較すると、それは一四七〇件である。マルチ・オプション計画の対象となる事件は、民事事件取扱件数のうち低い割合のものを代表していることを考えた場合(四名の地方裁判所裁判官の取扱事件およびサンフランシスコ治安判事の担当する合意事件)、マルチ・オプション計画においてADRを利用した事件の割合は、非マルチ・オプション計画の場合よりも比較的高いように思われる。その他の資料の調査によってもまた同様であることが示された<sup>(44)</sup>。

## 2 特定のADR手続を選択する際の基準

表3は、ADRに付託された訴訟事件の大部分(少なくとも、マルチ・オプション計画の対象となる事件)において、使用するADRの類型についての判断をしなければならないことを示唆している。裁判官と当事者が特定の事件についてどのADRが適切であるかを判断しなければならない場合、彼らはどのような要因を考慮するのであるか。

表4 当事者が、彼らの特定のADR手続を選択した理由についての弁護士の評価  
カリフォルニア州北部（人数=177名）

理由	理由の重要性 (%)			
	大変重要な理由	多少重要な理由	あまり重要でない理由	全く理由とにならない
我々は、その事件をより迅速に解決することを望んだ。	80.0	16.0	2.0	2.0
我々は、当該事件にかかる裁判の費用を減少させることを望んだ。	77.0	18.0	2.0	3.0
我々は、誰か（当事者以外の者）が和解のための協議を促進することを望んだ。	72.0	22.0	2.0	4.0
ADR手続は、通常の訴訟手続よりも、より柔軟な解決策を見出しやすいであろう。	43.0	31.0	12.0	14.0
我々は、当該事件についてもたらされる帰結についての専門家の予測を望んだ。	33.0	33.0	14.0	20.0
この手続は、ADRオプションの中で、最も煩雑なものではなかった。	18.0	19.0	10.0	53.0
我々は、事件が事実審理に進む前に、当該事件についての裁判官の意見を望んだ。	17.0	38.0	19.0	26.0
我々は、紛争の解決に際して依頼人の関与を強化することを望んだ。	15.0	35.0	24.0	27.0
我々は、当事者間の継続的な関係を維持することを望んだ。	10.0	13.0	23.0	54.0
我々は、いずれかのADRを選択しなければならぬと感じたので、この手続を選択した。	9.0	13.0	13.0	66.0
我々は、秘密を保持することを望んだ。	6.0	11.0	21.0	62.0
我々は、当該事件について裁判官がADR手続を選択することを避けようとした。	5.0	11.0	12.0	72.0
裁判官が、我々にこの手続の利用を勧めた。	4.0	13.0	9.0	74.0
この手続が、相手方が合意するであろう唯一の手続であった。	2.0	5.0	11.0	82.0
我々は、ディスカヴァリおよび（または）モーションの計画について助力を望んだ。	2.0	4.0	17.0	77.0
ADR所長または副所長が、この手続を提案した。	2.0	2.0	4.0	92.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 187 (1997).

訴訟事件を特定のADR手続に割り当てる場合、裁判官は一般に弁護士が特定の手続を選択することを認め、また通常は弁護士の選択に同意している。弁護士による選択が行われなるときは、裁判官はその訴訟事件が評価を要求するかまたは訴訟の主題に関する専門的知識を要求するときは早期中立的評価を考慮し、その事件が和解の促進 (facilitation) を必要とするときは調停を考慮し、また「ごく普通の」(garden variety) 訴訟事件については治安判事による和解協議を考慮している。しかし、ある裁判官は、特定の治安判事が特定の種類の訴訟事件を処理する能力があることを指摘した。<sup>(45)</sup>

回答した弁護士のうち一七七名の弁護士が、彼らおよび（または）その依頼人がその訴訟事件に使用されるADR手続の選択に関与したことを指摘した。<sup>(46)</sup> 弁護士は、その選択の際に様々な要因がどの程度重要であるかを尋ねられた。それらの要因と彼らの回答が表4に示されている。

あるADR手続の選択の際に示された上位の三つの理由は、(1) 費用を減少させること、(2) 訴訟事件をより迅速に解決すること、そして(3) 和解を促進すること、であった。九〇％を超える弁護士が、これらの要因がADRの選択にとりある程度または非常に重要である、と述べた。したがって、弁護士と当事者は、ADRが彼らの訴訟事件を迅速化し、費用を減少させ、また和解を促進させることを期待している。ある手続の選択に際してのこの上位の三つの理由は、裁判所におけるすべてのADR手続（仲裁、調停、早期中立的評価、および治安判事による和解協議）により共有された。<sup>(47)</sup>

その他の考慮が、特定のADR手続について非常に重要なものと評価された。調停を選択した当事者の八〇％以上が、通常の訴訟手続よりも一層多くの柔軟性を有することが、この方法を選択する際にある程度または非常に重要な要因であると述べた（総平均は七四％）一方、早期中立的評価を選択した弁護士の八〇％以上が、その事件の結果

について専門家に予測してもらうことがある程度または非常に重要であると述べた（平均は六六％）。治安判事による和解協議を選択した弁護士のはぼ三分の二（六二％）が、審理の前に裁判官の意見を聞くことがその手続を選択する際にある程度または非常に重要であると述べた（平均は三六％）。仲裁に付託された事件を担当した弁護士の四分の一の弁護士が、その手続を選択する際、費用の減少、訴訟処理時間の短縮、および和解以外の要因を重要なものとして認め、二五％の弁護士が、仲裁は秘密を保持することができることを理由としてその手続を選択したと述べた（平均の一七％と比較）。

表4によれば、弁護士は、それぞれのADRの種類が提供することのできる助力の点でそれらのADRを区別しているが、ADRは時間を短縮し、費用を減少させ、また和解を促進するであろうという当事者の主たる期待については、それらの手続は相違するというよりも一層類似しているように思われる<sup>(49)</sup>。

### 3 ADRセッションへの参加

#### (1) ADRセッションに参加した訴訟事件の数

連邦司法センターは、ADRに付託された多くの事件が実際にはADRセッションに進まないであろうと考え、またそれらがセッションに進まなかった理由を調査したいと考えたため、その標本はセッションに進んだ訴訟事件だけではなくADRに「付託された」訴訟事件から構成された。調査に対する回答によれば、回答した四二五名の弁護士のうち四五％が、彼らの担当した訴訟事件はADRに付託されたがADRセッションに進行しなかった<sup>(50)</sup>。

表5が示すように、訴訟事件がセッションに参加したかどうかは、その事件が付託されたADRの種類により異なっていた<sup>(51)</sup>。仲裁に付託された訴訟事件のほとんどが実際には仲裁審理に進まなかった一方、調停に付託された訴訟事件の

表5 ADR付託事件のうちADRセッションが開かれた事件の割合（ADR類型別）  
カリフォルニア州北部

ADRの種類	ADRセッションが開かれた割合（％）
仲裁（人数=63名）	8.0
調停（人数=72名）	86.0
早期中立的評価（人数=93名）	75.0
早期の治安判事による和解（人数=64名）	73.0
民間ADR（人数=14名）	64.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 189 (1997).

ほとんどがセッションに進み、同様に早期中立的評価または治安判事に付託された訴訟事件の約四分の三が、また民間ADRに付託された事件のはぼ三分の二がセッションに進んだ。マルチ・オプション計画の対象となった事件の方がADRセッションに参加する可能性が高く、これらの事件のうち六三％がセッションに参加したが、これと比較するとマルチ・オプション計画以外の事件では四六％がセッションに参加した<sup>(51a)</sup>。さらに、ADRセッションへの参加はADRへの特定の付託方法により異なっており、当事者または裁判官がADR手続を選択した事件の方が（それぞれ八一％と七一％）、ADRへの付託が自動的になされた事件よりも（三二％）セッションに参加する可能性が高かった<sup>(52)</sup>。

#### (2) ADRセッションの回数

大多数の弁護士が（八〇％）、一回のADR期日のみに参加した。一六％の弁護士が、彼らの受任した事件は二回のADRセッションに参加したと報告し、四％の弁護士のみが三回以上のADRセッションに参加したと報告した。セッションの数は、その事件がマルチ・オプション計画の対象であったか、またはADRへの付託の方法により異ならなかった。セッションの数は、事件が付託されたADRの種類により異なり、民間のADRに付託された事件が多くのセッションを開催したことが暗示されるが、そのような関係を確認するための十分な数の事件が存在しなかった<sup>(53)</sup>。

## (3) ADRセッションにおける所要時間

ADRセッションに参加した弁護士のうち、半数以上の弁護士が(五八%)、全体として当事者双方が対面するADRセッションと電話協議において四時間以下の時間を費やした、と報告した。ほぼ三分の一の弁護士が(三二%)、ADRセッションにおいて五時間から八時間を費やしたと述べ、一〇%が九時間以上の時間を費やした、と述べた。再度、その事件がマルチ・オプション計画の対象とされた事件であるかどうか、またはADRへの付託方法により異ならなかった。また、前述の場合と同様、所要時間はADRの類型により異なっており、仲裁や治安判事による和解協議よりも、民間のADRや早期中立的評価および調停においてより多くの時間が費やされることが暗示されるが、やはりこれらの関係を確認する十分な事件が存在しなかった。<sup>(54)</sup>

## (4) ADRセッションのための中立人の準備

ほとんどの中立人が(九三%)、ADRセッションの準備のため四時間以下の時間を費やしたと報告した。準備のための所要時間は〇時間から二〇時間に及んだが、中央値は二時間であった。準備のための所要時間は訴訟事件がマルチ・オプション計画に付託されたかどうかにより異ならなかったが、中立人が早期中立的評価セッションのためより多くの時間を費やしたことが暗示される。再度、この関係を確認するために必要な統計的分析のための十分な数の事件が存在しなかった。<sup>(55)</sup>

## (5) 依頼人の参加

裁判所が提供する三種のADR、すなわち仲裁、調停および早期中立的評価については、当事者は裁判所の許可がある場合を除いて参加を要求される。ほとんどの弁護士が(八五%)、依頼人本人がADRセッションに参加したと述べ、六%が依頼人は電話で参加したと述べ、九%が依頼人は参加しなかったと報告した。この点は中立人の回答と

一致しており、その九〇%が彼らの主催したADRセッションにおいて依頼人本人が参加したと報告した。約四分の三の弁護士(七六%)と八八%の中立人が、依頼人の参加はADRセッションをより有益なものとしたと報告した。ADRへの付託方法、事件が付託されたADRの類型、または事件がマルチ・オプション計画に付託されたものであるかどうかにより、これらの回答に相違は生じなかった。<sup>(56)</sup>

## (6) ADRセッションのための当事者の準備

中立人は、当事者がADRセッションのために適切な準備をしてきたかどうかを尋ねられた。大多数の中立人が(八九%)、双方の当事者は適切な準備をしてきたと報告した一方、一〇%がすべての当事者ではないとしても一部の当事者が適切な準備をしてきたと述べ、一名の中立人が(一%)いずれの当事者も適切な準備をしてこなかったと報告した。ADRの類型とマルチ・オプション計画への参加は、中立人の観点からは当事者の準備の程度に相違をもたらさなかった。<sup>(57)</sup>

## (7) 中立人の専門的知識

ほとんどの弁護士が(七六%)、ADR手続における中立人は、係争事項について適切な水準の専門的知識を有しており、または係争事項に関する専門的知識がその事件では必要ではなかった(一四%)と報告した。中立人の専門的知識の適切性に関する評価は、事件が付託されたADRの類型と密接に関連しており、専門的知識が期待されるADRの類型である早期中立的評価に付託された事件を担当した弁護士の方が、中立人は適切な水準の専門的知識を持たなかったと報告する可能性が高かった。調査に回答したすべての中立人が(九三名)、彼らに割り当てられた事件は彼らにとり適切な事件であったと報告したが、ある中立人は彼がその事件に関する係争事項について適切な水準の専門的知識を持たなかったと述べた。<sup>(58)</sup>

## 4 実務におけるADR計画の要約

以上の調査結果から示唆される点は、裁判所におけるADR取扱件数のほぼ半数の事件が、マルチ・オプション計画によりADRに付託され、また典型的なADR事件は、一回のADRセッションに参加し、そのセッションで四時間以下の時間を費やし、依頼人がそのセッションに参加し、また適切な水準の専門的知識を有する中立人を割り当てられている、ということである。最も頻繁に使用されるADRの方法は、早期中立的評価である。ADRセッションが開催される可能性が高いのは、その事件がマルチ・オプション計画を通してADRに付託される場合、および弁護士が自らADR手続を選択した場合、である。<sup>(59)</sup>

当事者がADR手続の選択に関与する場合、彼らにとって最も重要な基準とは、その手続が訴訟処理時間を短縮し、裁判の費用を減少させ、また和解を導く可能性があるかどうかである。これら三種の要因の重要性は、回答した弁護士の担当した事件が仲裁、調停、早期中立的評価、または治安判事による和解協議に付託されたかどうかにより異なっており、この点は、ADR手続に対する弁護士の主要な期待が、様々な種類のADR間において類似していることを示唆している。これら三種の一般的な基準以外では、その他の基準が、各種類のADRの選択の際に重要なものとされている。<sup>(60)</sup>

(42) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 184-185. ADR地方規則四一五(a)によれば、事件が提訴時に自動的に仲裁手続に付託された場合、書記官は、ADR地方規則四一四(a)(3)に従い当事者が仲裁人の順位付け(rankings)を通知した後二〇日以上二二〇日以内に、仲裁審理期日を定めなければならない。また、事件が提訴時に自動的に早期中立的評価手続に付託されたときは、そのセッションは訴状の提出もしくは移送の通知後一五〇日以内または書記官が評価人の

選定通知を発した後六〇日以内に開かれなければならない(ADR地方規則五一五(b)(1))、事件がマルチ・オプション計画に付されたときは最初の事件管理協議または最初の事件管理命令の発令のうち先に行われたものの後九〇日以内にかねなければならず、(同規則五一五(b)(2))、またそれらのいずれにも該当しない場合は、裁判所がそのセッションの日程を定めるものとされている(同規則五一五(b)(3))。

(43) *Id.* at 185.

(44) *Ibid.*

(45) *Id.* at 186.

(46) *Ibid.* 付託方法に関する質問に回答した三二二名の弁護士のうち、四二%が当事者が手続を選択し、三七%が事件が自動的に付託され、一一%が裁判官が手続を選択し、九%がその他の方法でADR手続が選択された、と回答した。See *id.* n. 130.

(47) *Id.* at 188.

(48) *Ibid.*

(49) *Ibid.*

(50) *Ibid.*

(51) 連邦司法センターは、別に指摘する場合を除いて、カイ二乗分析(Chi-square analysis)において $p < .05$ の水準で統計上重要な関係のみを報告するものとしている。See DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 188 n. 133.

(51 a) この違いは、一部には早期中立的評価に付された事件における付託の時期によるものである。マルチ・オプション計画以外の事件で早期中立的評価に付託された事件では、付託は提訴時になされる。それらの事件の一部は、中立的评价セッションが開かれる前に終了するであろう。マルチ・オプション計画に基づき早期中立的評価に付託された事件では、付託は、訴訟進行に対する早期の障害(例えば、被告の答弁書未提出)が解消された後に行われるため、事件は一層セッションに進行するであろう。See *id.* at 188, n. 134.

(52) *Id.* at 189.

(53) *Id.* at 190.

- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*
- (56) *Id.* at 190-191.
- (57) *Id.* at 191.
- (58) *Ibid.*
- (59) *Ibid.*
- (60) *Ibid.*

#### 四 裁判所におけるADR計画の効果

裁判所におけるマルチ・オプション計画と個々のADR手続は密接に関連しているため、デモンストレーション計画の効果に関する以下の議論においては、連邦司法センターは、「計画」という用語を裁判所におけるすべてのADR業務を含むものとして使用し、必要がある場合に異なるADRの類型と、付託の方法を区別するものとしている。<sup>(61)</sup>

##### 1 ADR計画に関する裁判官の評価

##### (1) マルティ・オプション計画に関する全般的な利益

前述のように、裁判官は、マルチ・オプション計画の持ついくつかの目的を指摘しており、それは、当事者に対して様々なADRの選択肢の中から選択を行う機会を提供すること、ADRを通して早期に事件を解決して費用と時間を節約すること、ADRに関する弁護士の意識を高め、特定の事件についてどのようなADR手続が最も適当であ

るかを弁護士に考えさせること、限られた範囲ではあるが、どのようなADR手続が様々な種類の事件に最も適しているかを判断すること、そして当事者があるADRの方式を選択するという推定(前提)がもつ効果を判断することであった。<sup>(62)</sup>

ADRマルチ・オプション計画に関わったほとんどの裁判官が、計画はそれらの目標を達成しつつあると考えているが、少なくとも一名の裁判官がその計画の効果を述べるのは時期尚早であると指摘した。ある裁判官は、マルチ・オプション計画の対象となった事件において「際だった相違」を見出したと述べた。というのは、その裁判官の経験によれば、これらの事件はしばしば事件管理協議において「早期の進展」を見出し、あるいは事件管理協議さえも不要にしてしまうからである。他の裁判官は、その計画が早期の和解を導いたと考え、また他の裁判官は、現在、ADRオプションについての弁護士の意識は非常に高いことを指摘した。<sup>(63)</sup>

##### (2) 裁判官に対する利益

裁判官との面接において、約三分の一の裁判官が、利用できるADRの選択肢の数を増加させること(調停を裁判所の一連のADRオプションに追加すること)は、彼らの事件管理について大きな効果を持たなかったと述べ、二名の裁判官は弁護士が様々なADRの方式間の相違を理解していないと述べた。他の裁判官は、「異なった事件には異なったADRの方式が効果的であり」、ADRオプションの数を増加させることは、弁護士と当事者が適切であると考えるオプションを見出し、ADRへの参加を選択する可能性を高めると述べた。ある裁判官は、裁判所において利用できることのできるオプションが少なかったときは、弁護士がそれらのオプションの一つについて不愉快な経験を有しており、ある訴訟事件についてそのADRの方式を選択しようとしないう状況にしばしば遭遇したが、現在は、オプションの一つが弁護士や当事者により受け入れられる可能性がより高いことを指摘した。最後に、ある裁判官は、多



数のオプションの存在は裁判所と弁護士との間での対話の機会を提供すると述べた。<sup>(64)</sup>

(3) マルティ・オプション計画に対する弁護士の反応についての裁判所の展望

ADRマルティ・オプション計画に詳しい裁判官は、弁護士が一般的にこの計画に好意的な反応を示していると報告し、数名の裁判官は、現在ADRが裁判所における環境(culture)の一部として受け入れられたと指摘した。二名の裁判官は、事件があまりに早期にADRに付託されたという不満を聞いたが、このうちの一方の裁判官は、この種の不満にはあまり注意を払わないと述べた。なぜなら、「それはあまりに結果志向である。たとえ解決がもたらされなかったとしても、ADRは争点を縮減することができるからである」と指摘した。この種の不満を聞いた他方の裁判官は、「それゆえに事件管理が重要とされるのである。私は、訴訟事件がADRに適するものとされるまでは、それらの事件をADRには進めない」と述べた。<sup>(65)</sup>

(4) マルティ・オプション計画の重要な特色

マルティ・オプション計画での経験を有する裁判官は、その計画について次のような特色を最も重要なものとして列挙した。すなわち、①その計画が弁護士を集合させ協議させること、②弁護士と当事者に対して、訴訟を唯一の選択肢として考えるのではなく、彼らの問題を解決する一つの方法としてADRを考慮させること、③弁護士がADR専門家とともにもつ協議、④ADR事務所が裁判官のために作成する報告書、⑤その計画により、裁判官がADRを一層熟知するようになったという事実、⑥当事者に提供される一連の選択権、そして⑦その計画が早期の解決を導きつつ促進すること、である。<sup>(66)</sup>

裁判官はこの計画についてなんら有害な点を報告しなかったが、ある裁判官は、「我々はその計画を実施する適切な人材を必要とし」、この点は裁判所の負担となることを指摘した。<sup>(67)</sup>

(5) ADR事務所

ADR事務所の職員は、ADRマルティ・オプション計画およびそれ以外の計画において訴訟事件に対するサービスを提供しているが、それらのサービスのいくつかは(当事者のADR選択を補助する電話会議を含む)、一般にマルティ・オプション計画の対象となる事件にのみ利用することができる。数名の裁判官は、ADR事務所に事件の援助を求めなかったが、援助を求めた裁判官らは、一般にADR事務所とその職員の有用性を高く評価した。<sup>(68)</sup>

ADR事務所とともに職務を行った裁判官が受けた援助は、事件についてADRセッションのスケジュールを立てること、中立人の選抜と指名、ADR付託が適当でない事件の確認、そしてADRについての弁護士との協議およびその際の議論を要約した短いメモを裁判官に提供すること、であった。<sup>(69)</sup>

裁判官は、ADR事務所の専門的性格が重要であると述べた。なぜなら、それはADRが裁判所の提供する重要なサービスであるという裁判所のADRに関する見方を、弁護士に提示するからである、と指摘した。事務所はまた、ADR計画に従事する多くの外部中立人の資質の管理を確保するという重要な役割をも演じている。連邦司法センターの行った面接によれば、所長および副所長が遂行した業務は法的訓練と経験を要し、書記官事務所の職員により代替させることができないものであった。<sup>(70)</sup>

(6) 他の裁判所に対する推薦と助言

マルティ・オプション計画を経験した大多数の裁判官が、非常に強くその計画を他の裁判所に推薦すると述べた。どのような助言を与えるかとの質問に対しては、二名の裁判官が十分な財源の必要性を強調した。さらに他の二名の裁判官は、ADR計画が裁判所の事件管理計画に統合されるべきであると述べ、その一人はさらに、その計画は「おそらくかなり積極的な事件管理計画が行われる地方裁判所においてのみ適切に実行することができるのであり、双方

は関連している」と述べた。<sup>(71)</sup>

2 ADR計画に関する弁護士の評価

ADR計画に参加した事件についてその計画の効果を判断するため、無作為標本を形成する弁護士に対して質問表が送付された。その質問表は、ADR計画が特定の事件について処理時間や費用に及ぼす効果に焦点をあてたものであるが、それ以外の効果についても質問がなされた。また、弁護士の回答を報告する際、連邦司法センターは、ADR手続に関する弁護士の評価だけでなく、彼らの評価が他の要因（例えば、ADR手続の種類、原告側代理人か被告側代理人か、事件が和解により終了したか）と関連性を有したかどうかをも調査した。<sup>(72)</sup>

誰が議論の主題となっているかに留意することも重要である。標本とされたのは、マルチ・オプション計画の開始以降に提起された事件で、一九九五年にADR手続を終了したものである。これらの事件において質問表が送られたのは、マルチ・オプション計画の対象となった事件を担当したすべての弁護士、調停に付託された事件を担当したすべての弁護士、および自動的に仲裁および早期中立的評価に付託された事件の標本を担当したすべての弁護士である。質問表は「付託が行われた」(referred) 事件に対して送付されたため、相当数の回答者（四五%）が実際にはADRセッションに参加しなかった。以下の調査結果のほとんどが、セッションに参加した弁護士の回答に基づいている。<sup>(73)</sup>

表6は、弁護士の担当した事件がマルチ・オプション計画の対象であったか、事件が付託されたADRの種類、およびADRセッションが開催されたかどうかに基づいた弁護士の回答の分布を示している。先に一般的な取扱件数について概観した場合（表3）と同様、ADR類型間でのそれらの事件の分布もまた、その事件がマルチ・オプション

表6 本調査に回答した弁護士の受任事件中、ADRに付託された事件数 (ADR類型別)

カリフォルニア州北部

ADRの種類	マルチオプション		非マルチオプション	
	付託の数	セッションの数	付託の数	セッションの数
仲裁	5	2	58	3
調停	36	28	36	34
早期中立的評価	68	52	56	41
早期の治安判事による和解	65	47	0	0
民間ADR	14	9	0	0
その他	39	5	48	13
計	227	143	198	91

表7 ADRセッションへの参加による和解の成否に関する弁護士の報告  
カリフォルニア州北部

回 答	各回答を選んだ回答者の割合 (%) (人数=231名)
事件の全体が、ADRにより和解した	61.0
事件の一部が、ADRにより和解した	4.0
ADRは当該事件の和解に寄与しなかった	35.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 197 (1997).

ョン計画の対象であったかどうかにより異なっている。<sup>(74)</sup>

連邦司法センターは、第一に和解に関するADRの効果についての弁護士の評価、第二に処理時間と費用に関するADRの効果についての弁護士の評価、第三に和解が成立しない場合にもADRが和解手続を促進するであろうという点を含めたADRのその他の効果を、そして最後に、ADR手続とそれがもたらした結果についての弁護士の満足度を調査しており、以下ではこの連邦司法センターの調査結果について報告を行うことにする。

(1) 和解に関する計画の効果

ほぼすべてのADR手続における最終的な目標とは、直接和解をもたらすか、または事件に関する中立的評価のように当事者に対して和解の手続を促進する情

報を提供することである。表7に示されるように、この調査におけるほぼ三分の二の弁護士が（六五％）、彼らの事件の全部または一部がADR手続の結果和解により終了したと報告し、これらの弁護士のほとんどが、事件全体が和解により終了したと報告した。<sup>(75)</sup>

この質問に対する回答は、事件が付託されたADRの種類や、その事件がマルチ・オプション計画の対象となる事件であるかどうかにより著しくは（significantly）異ならなかったが、ADRへの事件付託が、当事者の選択によるのか、裁判官の選択によるのか、または自動的な付託によるのかどうかに著しく関連した。特に、自らADR手続を選択したと回答した弁護士のほぼ四分の三の弁護士が（七二％）、ADR手続により事件全体が和解で終了したと述べ、他方、自動的にADRに付託された事件を担当した弁護士については、半数に満たない者が（四九％）ADR手続により事件について和解が成立したと報告した。<sup>(76)</sup>

(2) 処理時間に関する計画の効果

①最初のADRセッションのタイミング

訴訟事件は、ADRの種類や、ADRがある特定の事件について有益であると考えられる時期についての裁判官または弁護士の判断、適切な中立人の利用可能性、およびその他の要因により異なった時点でADRに付託される。表8に示されるように、大多数の弁護士（八三％）と中立人が（九〇％）、最初のADRセッションは適切な時期に主催されたと考えた。そのタイミングが適切ではなかったと考えた者のほとんどが、そのセッションは早すぎたと考えた。六％の弁護士がそのセッションは遅すぎたと考えた（中立人は〇％）。回答は、事件が付託されたADRの種類や、事件がマルチ・オプション計画の対象とされるものであるか、またはADRへの事件付託の方法により著しくは異ならなかった。<sup>(77)</sup>

表8 ADRセッションの開始時期に関する弁護士と中立人の評価（パーセント）  
カリフォルニア州北部

ADRセッションの開始時期に関する弁護士と中立人の評価（％）	弁護士 (人数=239名)	中立人 (人数=90名)
早すぎた	11.0	10.0
おおよそ妥当な時期だった	83.0	90.0
遅すぎた	6.0	0.0

表9 事件解決までの所要時間にADRが及ぼした影響に関する弁護士の評価  
(パーセント)

カリフォルニア州北部

事件解決までの所要時間にADRが及ぼした影響に関する評価	各回答を選んだ回答者のパーセント（人数=239名）
長期化した	11.0
影響なし	23.0
短縮した	61.0
何とも言えない	6.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 198, 199 (1997).

セッションが早すぎたと述べた弁護士と中立人のほとんどが、一方または双方の当事者がセッションの前に十分な調査またはディスカヴァリを終えていなかった点を指摘した。セッションが遅すぎた点について理由を説明した四名の弁護士の間には一定の傾向のようなものはなかった。<sup>(78)</sup>

②訴訟事件の処理時間 (Timeliness) に関するADRの全体的な効果

ADRセッションのタイミングに関する適切性よりもさらに重要な問題は、ADRへの参加が訴訟事件の処理時間に及ぼす全体的な効果である。表9に示されるように、高い割合の弁護士が（六一％）、ADR手続はその事件における処理時間を短縮したと述べた。ADRが処理時間を短縮させたとする弁護士の評価は、ADRに付託された事件を担当した弁護士の方が、それ以外の弁護士よりも裁判所における事件管理計画が受任事件における処理時間を短縮させたと考えられる可能性が高かったという、他の調

査結果と一致している。したがって、北部地区における二つの異なった弁護士の本標本から、ADRが処理時間に及ぼすと認められる効果について同一の結果が認定された。<sup>(79)</sup>

その他の分析によれば、処理時間についてのADRの効果に関する弁護士の評価は、代理される当事者（原告または被告）の種類により、事件における紛争の性質により、事件が付託されたADRの種類により、付託の方法により、または事件がマルチ・オプション計画に付託されたかいないかにより、著しくは（significantly）異ならなかった。しかし、その評価は、事件がADR手続の結果和解により終了したかいないかに著しく関連していた。事件全体がADR手続の結果和解により終了したと述べた弁護士のうち、九〇%の弁護士がADR手続は処理時間を短縮させたと述べた一方、ADR手続が和解に貢献しなかったと述べた弁護士の場合、一八%がADR手続は処理時間を短縮したと述べた。わずか二四%の弁護士が、処理時間はADRへの参加により増加したと報告し、これらは、事件がADRにより和解したと報告した弁護士と和解しなかったと報告した弁護士とに均等に分かれた。<sup>(80)</sup>

ADRが処理時間に及ぼす効果および和解に及ぼす効果との間の関係は、ADRが早期に和解を生じさせることによって処理時間を短縮させることを示唆している。<sup>(81)</sup>

(3) 訴訟の費用に関する計画の効果

① ADRセッションの費用

前述のように、北部地区における調停と早期中立的評価を実施する中立人は、ADRセッションのための準備時間とそのセッションの最初の四時間を無料で提供しており、当事者の合意があれば、四時間を超える部分は当事者が費用を支払うものとされている。仲裁人は裁判所から支払いを受け、また治安判事は彼らの通常業務の一環として和解協議を主催する。<sup>(82)</sup>

表10 ADRセッションのために中立人に支払った費用に関する弁護士の報告  
カリフォルニア州北部

依頼人から中立人に支払った費用の額	各回答を選んだ回答者のパーセント（人数=177名）
\$0	87.0
\$1～\$500	6.0
\$501～\$1,000	2.0
\$1,001～\$2,000	2.0
\$2,001～\$4,000	1.0
>\$4,001	2.0

表11 ADRセッションのために依頼人が負担する費用に関する弁護士の報告  
カリフォルニア州北部

ADRセッションの準備・参加にかかる費用の額	各回答を選んだ回答者のパーセント（人数=185名）
<\$500	35.0
\$500～\$1,000	14.0
\$1,001～\$2,000	17.0
\$2,001～\$4,000	17.0
>\$4,000	17.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 200, 201 (1997).

(a) 中立人に対する費用 表10によれば、大多数の弁護士が（八七%）、依頼人は中立人に対して何ら支払いをしなかったと報告していることが示されている。わずか二%の弁護士が、依頼人は四〇〇〇ドルを超える額を中立人に支払ったと述べた。支払われた最高金額は五〇〇〇ドルであり、中央値は〇ドル、平均値は二〇〇ドルであった。これらの評価は、事件が付託されたADRの種類により、マルチ・オプション事件であったかどうかにより、またその付託が当事者の選択によるものであったかどうかにより異ならなかった。しかし、費用を支払った当事者の数が非常に少ないため（二三名）、ADRと費用額との間に関係があるとしても、その点は統計上の分析により確認することができないであろうと、連邦司法センターは指摘している。

(b) セッションの費用 ほとんどの当事者が中立人の業務に対して何らの支払いもしていないが、彼らは弁護士費用と現金支出を含めて、ADRセッションの準備とその参加に関連する費用を負担している。表11によれば、回答者の三分の一を超える弁護士が(三五%)、ADRセッションは依頼人にとり五〇〇ドルを下回る負担となったと報告した。少なからぬ数(substantial minority)の弁護士が(一七%)セッションは四〇〇〇ドルを超えたと報告したが、報告者の中央値は一五〇〇ドルであった。セッションの準備および参加費用は、ADRの類型、事件がマルチ・オプション計画の対象であったかどうか、またADRへの付託方法により異ならなかった。<sup>(84)</sup>

わずかな割合の事件でのみ(四%・六事件)、当事者は、中立人に対して四時間を超過する部分の支払いを避けるため、本来よりも早期にADR手続を中止した。この小さな割合は、少なくとも何人かの当事者が四時間を超過する部分につき中立人に支払いをしようとしたことを示すが、それはまた多くのADRセッションが四時間以内に終了したという事実、および何人かの中立人が四時間を超過する部分につき無償でセッションを継続したという事実をも示している。実際、四時間ルールが適用されたことを示した六一人の中立人のうち三分の一が(三三%)、追加的な時間について支払いを求めなかったと述べた。<sup>(85)</sup>

②訴訟の費用に関するADRの全体的な効果

依頼人がADRについてどの程度の金額を費やしたかを知るだけでは、訴訟事件の費用全体に関するADRの効果を判断するには十分ではない。この問題をより詳細に明らかにするため、連邦司法センターは、弁護士に対して、主題となっている事件に関するADR手続が事件を解決するための費用を増加させたか、減少させたか、または何らの効果ももたなかったかを質問した。表12が示すように、高い割合の弁護士が(六二%)、ADR手続は訴訟事件に関

表12 事件を解決するための費用にADRが及ぼした影響についての弁護士の評価(パーセント) カリフォルニア州北部

事件を解決するための費用にADRが及ぼした影響に関する評価	各回答を選んだ回答者のパーセント(人数=239名)
増えた	13.0
影響なし	19.0
減った	62.0
何とも言えない	6.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 202 (1997).

する費用を減少させたと述べた。これらの割合は、ADR手続が訴訟処理時間を減少させたと報告した者の割合に匹敵している。<sup>(86)</sup>

再度、このような結果のパターンは、ADRに付託された事件を担当した弁護士の方が、それ以外の弁護士よりも裁判所の事件管理が費用を減少させたと考える可能性が高いという、北部地区における事件管理に関する調査結果と一致している。<sup>(87)</sup>

その他の分析によれば、費用に関するADRの効果についての評価は、代理される当事者の種類(原告または被告)、訴訟事件の紛争の性質、事件が付託されたADRの種類、または事件がマルチ・オプション計画の対象とされたものかどうかにより著しくは異ならなかった。しかし、訴訟処理時間に関するADRの効果の場合と同様、費用に関するADRの効果についての弁護士の評価は、その事件がADR手続の結果和解したかどうかにより著しく異なった。事件全体がADR手続により和解したと述べた弁護士のうち、九一%の弁護士がその手続は訴訟に関する費用を減少させたと述べた一方、ADRが和解に貢献しなかったと述べた弁護士のうち、一六%がその手続は訴訟に関する費用を減少させたと報告した。<sup>(88)</sup>

訴訟処理時間に関するADRの効果についての弁護士の評価の場合と異なり、費用に関する効果についての弁護士の評価は、ADRへの付託の方法により著

表13 ADRにより節約できた費用に関する弁護士への報告  
カリフォルニア州北部

ADRへの参加により節約できた訴訟費用の見積額	各区分を選んだ回答者のパーセント (人数=106名)
< \$5,000	5.0
\$5,001~\$10,000	26.0
\$10,001~\$20,000	17.0
\$20,001~\$50,000	33.0
\$50,001~\$100,000	13.0
> \$100,000	7.0

表14 ADRが申立て(モーション)とディスカヴァリに及ぼした影響に関する弁護士の評価

カリフォルニア州北部			
正式なディスカヴァリの数に及ぼした影響	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=237名)	申立て(モーション)の数に及ぼした影響	各回答を選んだ回答者のパーセント (人数=237名)
増えた	3.0	増えた	3.0
影響なし	42.0	影響なし	47.0
減った	49.0	減った	42.0
何とも言えない	6.0	何とも言えない	8.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 203 (1997).

しく異なった。すなわち、当事者がADRを選択した事件を担当した弁護士の七六%が、ADR手続による費用の減少を報告した一方、裁判官による付託がなされた事件を担当した弁護士についてはその五〇%、自動的なADR付託がなされた事件を担当した弁護士についてはその六〇%が費用の減少を報告した。各場合とも大多数の弁護士がADRは訴訟の費用を減少させたと報告しているが、自らADR手続を選択した弁護士の方が費用の減少を報告する可能性が高かった。<sup>(89)</sup>

ADRはどの程度の金額を減少させるか。連邦司法センターは、ADRが費用を減少させたと報告した弁護士に対して、概算としてどの程度ADRが依頼人の訴訟に関する総費用を減少させたかについての評価を求めた。節約された金額の見

積もりは相当な額にのぼっており、最も高額で五〇万ドル、中央値は二五〇〇〇ドル、平均値は四三〇〇〇ドルであった。表13は、いくつかの費用区分における回答分布を示している。約四八〇ドルの手数料で、裁判所のADR計画は依頼人の費用に関する相当の節約をもたらしているように思われる。<sup>(90)</sup>

ADRが費用を減少させたと指摘した弁護士が高額に費用の減少を指摘したのとは対照的に、ADRによる費用の増加に関する見積もりを提供した二名の弁護士が、増加額の中央値でわずかに三〇〇〇ドル、平均で三九〇〇ドル、最高金額で一五〇〇〇ドルの増加を報告した。<sup>(91)</sup>

(4) 申立て (Motions) およびディスカヴァリに関する計画の効果

表14によれば、四〇%を超える弁護士が、ADR手続はその訴訟事件における正式なディスカヴァリの量と申立ての数を減少させたと考えており、その他の弁護士のほとんどが、ADRはこれらの方策に何らの効果も与えなかったと考えた。わずか三%の弁護士が、ADRはこれらの方策を増加させたと考えた。<sup>(92)</sup>

この調査結果は、当事者が自らADRを選択した事件を担当した弁護士が、選択の際にほとんどディスカヴァリまたは申立てに関する計画の援助を求めていなかった点を考慮すると、特に興味深い(表4)。ディスカヴァリまたは申立ての数についてのADRの効果に関する評価は、事件が付託されたADRの種類、代理された当事者の種類、訴訟事件における紛争の性質、または事件がマルチ・オプション計画の対象であるかどうかにより異ならなかった。しかし、その評価は、事件が当事者の選択に基づきADR手続に付託されたのか、それとも裁判所の選択により、または自動的にADR手続に付託されたのかにより異なった。特に、当事者の選択に基づきADR付託がなされた事件を担当した弁護士の方が、自動的にまたは裁判官により付託された事件を担当した弁護士よりも、申立てとディスカヴァリの数が減少したと考える割合が高かった。<sup>(93)</sup>

(5) ADR計画に関するその他の効果

三種の基準、すなわち訴訟に関する費用、処理時間、および訴訟事件の和解のほかに、連邦司法センターは、弁護士に対して、ADR手続が彼らの事件にとり有益であると考えられるその他の事項について質問した。その結果が表15に示されている。

この表によれば、半数を超える弁護士が、以下の事項について彼らが選択したADR手続は比較的または非常に有益であると指摘した。すなわち、ADR手続は、①当事者を和解の方向に進ませること、②事件における金額上の相違を明確化しまたは限定すること、③当事者が各自の立場をより現実的にみるよう促すこと、④一名のまたはそれ以上の当事者に対して、「事情を明らかにする」(tell their story)機会を与えること、⑤事件に関する中立的な評価を提供すること、⑥事件における責任に関する争点を明確化しまたは限定すること、⑦依頼人を彼らの事件の解決により一層関与させること、そして⑧事件における異なる当事者間でのコミュニケーションを改善すること、で有益であると評価された。ADR手続が訴訟事件の計画(case planning)または合意の締結に役立ったと述べた弁護士は、ほとんどいなかった。<sup>(94)</sup>

付託方法、およびその事件がマルチ・オプション計画に参加したものであるかどうかによりこれらの回答について調査が行われたが、それらの変数により何らの相違も示されなかった。しかし、事件が付託されたADRの種類により回答を調査した結果、いくつかの興味深い傾向が示された(表16を参照)。

裁判所におけるすべての標準的なADR手続(仲裁、調停、早期中立的評価、および治安判事による和解協議)を利用した弁護士は、ADR手続における五つの最も有益な点の中で、当事者を和解の方向に進ませるといふ点を評価した。もっとも、その点についての重要性は、調停に参加した事件を担当した弁護士の方が、仲裁または早期中立的

表15 ADR手続が有益であった事項についての弁護士の全体的な評価  
カリフォルニア州北部

ADR手続が有益であった事項	どの程度有益だったか (%)					
	人数	とても有益	ある程度有益	少し有益	全く無益	該当なし
当事者を和解の方向に向かわせること	238	51.0	14.0	11.0	19.0	4.0
事件における金額上の相違を明確化させ、またはその相違を限定すること	237	41.0	21.0	13.0	16.0	10.0
当事者が、各自の立場をより現実的にみるよう促すこと	240	35.0	32.0	14.0	16.0	4.0
一人またはそれ以上の当事者に対して、「事情を明らかにする」機会を与えること	238	32.0	27.0	20.0	10.0	11.0
事件についての中立的な評価を提供すること	237	30.0	25.0	19.0	13.0	13.0
事件における責任をめぐる争点を明確化し、または限定すること	238	29.0	28.0	19.0	13.0	11.0
依頼人を、彼らの事件の解決により一層関与させること	235	28.0	27.0	18.0	16.0	11.0
事件における異なった側同士間でのコミュニケーションを改善すること	240	23.0	28.0	21.0	19.0	9.0
当事者が、事実審理またはモーションではもたらされないであろう解決策を探ることができること	235	23.0	20.0	15.0	25.0	17.0
相手方の主張について、論拠の十分な点や薄弱な点を確認することができること	237	19.0	30.0	27.0	15.0	8.0
自己の依頼人の主張について、論拠の十分な点や薄弱な点を確認することができること	237	18.0	27.0	32.0	15.0	8.0
当事者を合意締結の方向に向かわせ、かつ(または)当該事件における一定の争点を排除する方向に向かわせること	234	10.0	9.0	15.0	31.0	36.0
当事者間の関係を維持すること	235	9.0	17.0	16.0	34.0	24.0
当事者が、訴訟事件スケジュールや、ディスカヴァリ、モーションの計画を立てることに役立つこと	235	6.0	6.0	5.0	37.0	36.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 204 (1997).

表17 ADRの結果及びADRの手續に関する弁護士の満足度  
カリフォルニア州北部

結果に対する満足度	各回答を選んだパーセント (人数=220名)	手續の公正さ	各回答を選んだパーセント (人数=222名)
非常に満足	52.0	非常に公正	85.0
ある程度満足	29.0	ある程度公正	13.0
ある程度不満	9.0	ある程度不公正	2.0
きわめて不満	10.0	きわめて不公正	0.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 206 (1997).

カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価(小松良正)

の、前述の類似した結論と一致している。<sup>(96)</sup>

(6) ADRのもたらした結果及びADR手續に関する満足度

訴訟の費用と処理時間を減少させるという目標の範囲内で、裁判所はADR事件の処理に関する公正さを維持することができたであろうか。表17が示すように、八〇%を超える弁護士がある程度または非常に彼らの事件の結果に満足しており、またより高い割合の弁護士が(九八%)使用されたADR手續はある程度または非常に公正であると考え、八五%もの弁護士がそれらの手續は非常に公正であると報告した。したがって、北部地区におけるADR計画は、弁護士の報告によれば大多数の事件で費用と処理時間の減少に成功する一方、弁護士が公正であると考えるような方法で事件を処理しているのである。<sup>(97)</sup>

全体としての高い割合から予想されるように、これらの回答は、一般に訴訟の性質、事件が付託されたADRの種類、事件がマルチ・オプション計画の対象であったか、または代理される当事者の種類により著しくは異ならなかった。しかし、結果の満足度に関する評価は、事件が和解により終了したかどうかに関連した。すなわち、受任事件がADR手續の結果和解したと報告した弁護士のうち、九七%の弁護士が事件の結果または非常に満足していると報告した一方、受任事件が和解により終了しなかった弁護士は、五五%のみがある程度または非常に満足し、四五%がある程度または非常に不満足であ

表16 ADRの類型からみた、ADR手續が有益であった事項についての、上位五段階の順位

カリフォルニア州北部地区

ADR手續が有益であった事項	仲 裁	調 停	早期 中立的 評価	治安判 事による 和解
当事者が各自の立場をより現実的にみるよう促すこと	—	2	1	2
金額上の相違を明確化すること	4	3	—	1
当事者を和解の方向に向かわせること	5	1	5	3
事件についての中立的な評価を提供すること	1	—	3	—
責任をめぐる争点を明確化すること	2	—	2	4
当事者が「事情を明らかにする」ことができること	—	4	4	—
弁護士が、相手方の主張について、論拠の十分な点や薄弱な点を確認できること	2	—	—	—
依頼人が、事件の解決により一層関与することができること	—	5	—	5

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 205 (1997).

評価に参加した事件を担当した弁護士よりも一層大きかった。これら後者の手續における弁護士にとっては、ADR手續は、事件に関する中立的な評価を提供し、また責任に関する争点を明確化することに役立つ点で特に有益であった。当事者が自らの立場をより現実的にみるように促すというADRの有用品もまた表17から明らかであり、弁護士の回答はこの点を調停、早期中立的評価、および治安判事による和解協議が提供する第一または第二に最も重要な助力として指摘した。これらの手續はまた、依頼人をその事件の解決に関与させ、または当事者が「事情を明らかにする」ことのできる場を提供する可能性が一層高いのである。<sup>(95)</sup>

全体として、表16によれば、北部地区における弁護士は、それぞれのADRが提供する援助の種類に基づいて裁判所のADRオプションを区別していることが示唆される。この点は、弁護士が事件を付託した特定のADR手續を選択した理由を調査した際



ると報告した。この点は再度、当事者は、ADRが彼らの事件に和解をもたらすことを期待していることを示唆している。<sup>(98)</sup>

さらに手続の公正さに関する評価は、事件がどのようにADRに付託されたかに関連しており、自動的に付託が行われた事件を担当した弁護士の方が手続が非常に公正であると報告する可能性が低く、また当事者による付託または裁判官による付託事件を担当した弁護士よりも手続が不公正である、と報告する可能性が高かった。もっとも、このような結果は極端なものではない。というのは、自動的な付託が行われた事件を担当した弁護士のうち七五%を超える弁護士が、依然としてADR手続は公正であると報告しているからである。<sup>(99)</sup>

弁護士のADRに対する満足を示すもう一つの点として、九四%もの弁護士が、彼らは将来、適当な事件において彼らに参加した特定のADR手続を自発的に申し立てるであろうと指摘した。このような裁判所の手続を是認する傾向は普遍的なものであり、ADRの種類、付託の方法、事件がマルチ・オプション計画に参加したものの可否か、訴訟事件の性質、または代理される当事者の種類により異ならなかった。<sup>(100)</sup>

最後に、八三%もの弁護士が、ADR手続への関与により生じる利益が費用よりも一層大きいと報告した一方、一七%の弁護士がその利益は費用よりも大きくなかったと述べた。これらの評価は付託の方法と関連したが（自動的な付託がなされた事件を担当した弁護士の方が、ADRは有益であると考える傾向が低かった）、ADRの種類、訴訟事件の性質、当事者の種類、またはその事件がマルチ・オプション計画の対象とされた事件であるかどうかには関連しなかった。<sup>(101)</sup>

ADRのどのような点が有益でありまたは有益でなかったかとの質問に対して、一〇六名の弁護士がコメントを付した。ADR手続が有益であると述べた弁護士のほとんどが、事件がADRにより和解したこと、事件が他の場合よりもより早期に和解したこと、ADRセッションが当事者をより現実的にさせたこと、ADR手続が費用を減少させたこと、ADRセッションが依頼人の立場の正しさを確認したことを指摘した。有益性が費用を上回らなかったと考えた弁護士のほとんどが、当事者の一方または双方が彼らの立場について柔軟性を持たなかったこと、事件が和解しなかったこと、または中立人の能力が十分でないか当事者の一方に偏見を有していたこと（この不満は5名の弁護士のみにより言及された）<sup>(102)</sup>をあげた。

(7) 中立人が与える影響

連邦司法センターは、すべての基準、すなわちADRが訴訟処理時間や費用に及ぼす効果、和解に及ぼす効果、事件の結果に関する満足度やADR手続の公正さについて、弁護士の回答がADRセッションを開催した中立人の資質により異なるかどうかを調査した。弁護士に対して、「卓越した」から「非常に下手な」までの五段階で中立人の評価を求めたすべての基準を考慮した場合、中立人をほぼ卓越したまたは評価した弁護士は、ADR手続が訴訟の費用と処理時間を減少させ、受認した事件がADR手続により和解し、ADRの利用により生じる利益が費用を上回り、また彼らは訴訟事件についてこのような方式のADRを自発的に申し立てるであろう、と報告する可能性が非常に高かった。<sup>(103)</sup>

中立人を消極的に評価した弁護士は、これと反対の点を報告する可能性が一層高かった。すなわち、ADRは費用と時間を増加させ、彼らは事件の結果に非常に不満であり、彼らの受任した事件は和解により終了せず、また費用が利益を上回ったと報告した。中立人に対して中間の評価を与えた弁護士は、一般にADRから何らの積極的および消極的効果も報告しなかった。ただし、費用については、弁護士は若干の中立人が訴訟の費用を増加させたと述べ、また、事件に関するADRの自発的な申立てについては、中間的な評価を行った弁護士の三分の二が、依然として事

表18 裁判所におけるADR計画の将来についての弁護士と中立人の選択  
(パーセント)

カリフォルニア州北部地区

ADR事件の付託方法に対する選択	弁護士 (人数=387名)	中立人 (人数=125名)
ADRはその利用が前提とはされず、かつ完全な当事者の裁量に基づき提供されるものとする	13.0	6.0
ADRの利用が前提とされるが、当事者は自由にオプト・アウトできるものとする	24.0	14.0
ADRの利用が前提とされ、当事者は、もっぱら裁判官の同意に基づいてのみオプト・アウトできるものとする	38.0	51.0
事件は、当事者の一方の申立てに基づきADRを命じられるものとする	11.0	9.0
各事件は、当事者の希望にかかわらず自動的に特定のADR手続に付託されるものとする	10.0	14.0
その他	4.0	6.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 209 (1997).

件についてADRを自発的に申し立てるであろうと述べた。<sup>(104)</sup>

中立人が役に立たなかったと報告した弁護士の数はきわめて少数であるが(二二六名中二三名が消極的な評価をし、三六名が中間的な評価を行った)、彼らの回答は、不十分な中立人の及ぼす影響が広範囲に及ぶことを示している。<sup>(105)</sup>

(8) 裁判所におけるADR計画の将来に対する弁護士及び中立人の選択

マルチ・オプション計画は実験的なものであるため、それはもっぱら少数の裁判官が担当する事件に適用されるにすぎない。したがって、マルチ・オプション計画における二つの特色、すなわち何らかの方式のADRがその事件において利用されるであろうという推定(前提)と、選択されるADRの種類について当事者が有する多くのオプション(impute)という点は、すべての民事事件に適用されるわけではない。<sup>(106)</sup>連邦司法センタ

は、弁護士と中立人に対して、裁判所におけるADR計画の将来について、特にADRへの参加に関する任意または強制的な性質と、事件を特定のADR手続に付託する方法について、彼らがどのような選択を行うかを質問した。その結果、表18が示すように、ほぼ三分の二の弁護士と中立人が(それぞれ六二%および六五%)、すべての事件についてADRを利用するという推定(前提)があり、担当裁判官の同意に基づいてのみ当事者がADR手続からの除外を許されるという制度を選択すると述べた。この回答は、調査の対象としたいずれの基準によっても異ならなかった。<sup>(107)</sup>

回答者の選択した構想は、現在のマルチ・オプション計画の構想ときわめて類似しており、このような構想に関する回答者の選択は、弁護士が裁判所におけるADR手続を有益なものと考え、一方、彼らはまた、特定の事件でADRを提案することが依頼人の立場の弱さを認めたものと受け取られることを憂慮していることをも反映しているであろう。他方において、弁護士は、明らかに選択されるADRの種類に関するオプションを望んでおり、わずか一〇%の弁護士のみが特定のADR手続への自動的割当ての制度を選択すると述べた。<sup>(108)</sup>

(9) マルティ・オプション計画事件における電話協議

ADR事務所でのほとんどのサーヴィスは、その事件がマルチ・オプション事件であるかどうかにかかわらず利用することができるが、ADR所長および副所長との電話協議はマルチ・オプション計画においてのみ利用することができ、二三%の弁護士がADR電話協議に参加したことを報告した。<sup>(109)</sup>

表19は、ほとんどの弁護士がADR電話協議について重要な効果を認めなかったことを示している。実際、可能性のある効果のほとんどについて、五〇%を超える弁護士がまったくそのような効果はなかったと述べた。しかし、約

表19 ADR電話会議が有した様々な効果の程度についての弁護士の評価  
(パーセント)

カリフォルニア州北部地区

可能性のある効果	各回答を選んだパーセンテージ (人数=80名)			
	おおいに	いくらか	少し	全くなし
ADR手続についての有益な情報を提供した	23.0	23.0	14.0	41.0
どのADR手続を選択すべきかを手助けしてくれた	19.0	20.0	10.0	51.0
弁護士が、あるADR手続に合意するよう促した	21.0	17.0	10.0	52.0
この事件には、ADR手続が有益であろうと、私を説得した	10.0	19.0	9.0	62.0
ディスカヴァリの計画に助力した	5.0	6.0	5.0	83.0
事件の争点を明確化することに助力した	5.0	5.0	13.0	77.0
ADRがこの事件には有益ではないであろうと、私を説得した	6.0	3.0	4.0	87.0
一方またはそれ以上の側に、不当にADR手続を選択するよう圧力をかけた	4.0	0.0	4.0	92.0

\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 210 (1997).

四〇%の弁護士がADR電話協議は、ADR手続に関する情報を提供する点や、弁護士がどの手続を選択するかに役立つ点、また弁護士がADR手続に合意することを促進する点で、非常にまたはある程度有益であると報告している。しかし、全体として半数を超える弁護士が、これらの電話協議はそれほど有益ではなかったと考えるように思われる<sup>(10)</sup>。

(10) 裁判所のADR計画に関する弁護士の評価の要約

カリフォルニア州北部連邦地方裁判所におけるADRセッションに参加した大多数の弁護士が、その手続は訴訟処理時間と費用を減少させ、事件の和解を促進し、ディスカヴァリと申立て(motion)を減少させ、満足の行く結果をもたらし、当事者を公平に取り扱ったと報告した。弁護士は次のような場合、すなわち受任事件がADR手続の結果和解により終了した場合、彼

らが自らADR手続を選択した場合、および中立人が十分な能力を有する場合、積極的な効果を報告する可能性がより高かった<sup>(11)</sup>。

ADRの効果に関する弁護士の評価は、一般的には事件が付託されたADRの種類により異ならなかったが、どのADR手続を利用すべきかについての弁護士の判断と、ADRがもたらす有益性についての彼らの評価が示すことは、彼らは裁判所が提供するいくつかの異なる種類のADRを区別しているということである。もし裁判所が将来そのADR計画を変更するとした場合、大多数の弁護士が選択するであろう制度は、現在のマルチ・オプション計画と同様のものであり、それはADRが利用されることを前提とし、また当事者に適切なADR手続を選択させるものである<sup>(12)</sup>。

- (61) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 191-192.
- (62) *Id.* at 193-194.
- (63) *Id.* at 194.
- (64) *Ibid.* その裁判官は、「弁護士と裁判官は共同の作業をしているという意識があり、それが司法の運営に対する尊敬を高める。我々は、『事件について弁論しなさい』とか、『事件について弁論をするか仲裁に進みなさい』と述べる必要はないのである。それは対話であり、共同作業をする機会である」と指摘した。

(65) *Ibid.*

(66) *Id.* at 194-195.

(67) *Id.* at 195.

(68) *Ibid.* 例えば、「これらの裁判官は、「彼らは優秀であり、非常に経験豊かである。……近年において裁判所に付属された最良のものである」、「ADR事務所は、非常に重要である。彼らは十分な仕事をしている」、「ADR事務所は、非常に効果的である。……私が事件をADR事務所に付託すると、その事件について再度考慮する事は全くなく、事務所を非常に信頼し

てゐる」と指摘した。

- (69) *Ibid.*
- (70) *Ibid.* ある裁判官は、「小規模なものから始めて、質の高い計画を実施しなさい。あまりにもわずかな財源であまりにも多くの事件を処理しようとして、不十分な、見かけだけの計画を実行しないようにしなさい。中立人の資質に関する監督を含め、あなたが十分に提供できるサービスだけを提供しなさい」と指摘した。
- (71) *Id.* at 195-196.
- (72) *Id.* at 196.
- (73) *Ibid.*
- (74) *Ibid.*
- (75) *Id.* at 197.
- (76) *Id.* at 198. このように、マルチ・オプション計画とそれ以外のADR計画との間において、調査結果が著しくは異なっていないのは、それぞれが厳密には当事者の選択に基づくADR付託と自動的な付託とに対応していないことによるものと推測される。特に、マルチ・オプション計画以外のADR計画の対象となる事件には、自動的な付託に基づく事件のほかにも、調停手続のように本来はマルチ・オプション計画の対象となる事件だけに限定されるが、それ以外の場合にも当事者の合意に基づいて調停手続に付託された事件もまた含まれており(表6を参照)、その結果、両者の計画自体を比較しただけでは両者間に著しい相違は生じなかつたとの調査結果が生じたものと推測される。
- (77) *Ibid.*
- (78) *Ibid.* ある弁護士は、その事件が最初の付託後、他の中立人に再付託されなければならなかつた、と述べた。また、他の弁護士は、必要な専門知識を有する中立人を見い出すのが困難であつたと述べた。その他の弁護士は、セッションが事実審理省略判決(summary judgment)の申立て後に主催され、当事者の態度が硬化していた点を報告した。さらに他の弁護士は、単にADRを利用するという判断と、弁護士と中立人との最初のコンタクトまで五ヶ月も経過した点を指摘した。なお、アメリカの民事訴訟における事実審理省略判決については、宮森則之・竹川秀夫・最新アメリカ民事訴訟法一六二頁以下(きんざい、一九九〇年)を参照。

- (79) *Id.* at 199. *See also id.* at 154. *もつと*、調停と早期中立的評価についての補足的な評価を行ったRAND報告は、それらの地区において実行された調停または早期中立的評価の手続が、訴訟終了までの時間、当事者の訴訟費用、弁護士の満足度や公正さを慰安する見解について著しく影響を及ぼしたとする強い統計上の証明を提供しなかつたとする。See JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF MEDIATION AND EARLY NEUTRAL EVALUATION UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 53 (RAND Institute for Civil Justice 1996).
- (80) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 199-200.
- (81) *Id.* at 200.
- (82) *Ibid.* See also ADR L.R. 6-3 (b) (1) (2), 5-4 (b) (1) (2), 4-4 (b).
- (83) DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (13), at 200.
- (84) *Id.* at 200-201.
- (85) *Id.* at 201.
- (86) *Ibid.* *もつと*、前述のように、調停と早期中立的評価についての補足的評価を行ったRAND報告は、それらの手続が当事者の訴訟費用に著しく影響を及ぼしたとする強い統計上の証明を提供しなかつたとする。See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 79, at 53.

(87) *Ibid.*

(88) *Id.* at 201-202.

(89) *Id.* at 202.

(90) *Ibid.*

(91) *Ibid.*

(92) *Id.* at 203.

(93) *Id.* at 203-204.

(94) *Id.* at 205.

(95) *Id.* at 206.

図1 取扱件数の傾向, 一般民事事件 (88年度~95年度) \*  
カリフォルニア州北部

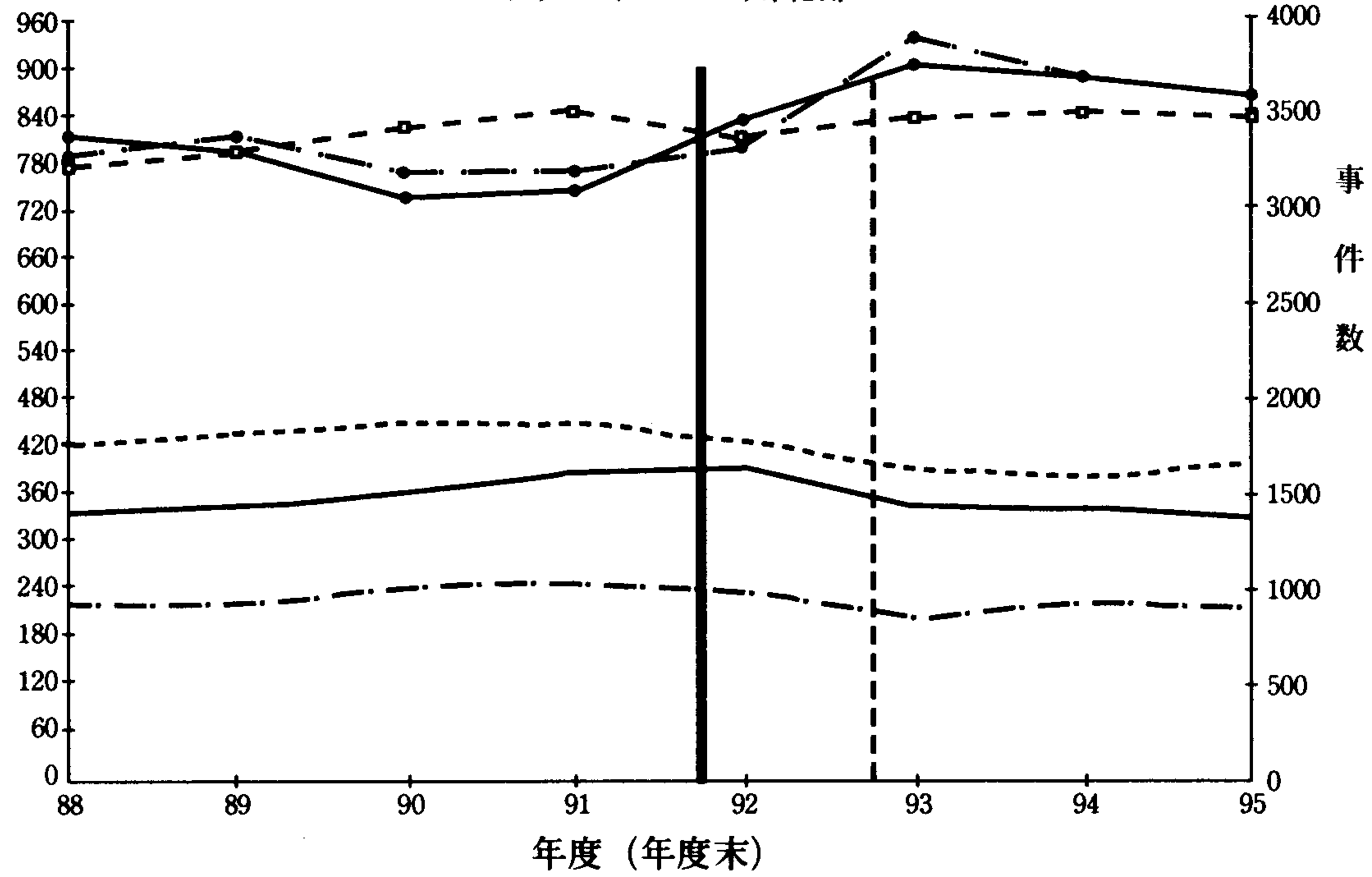
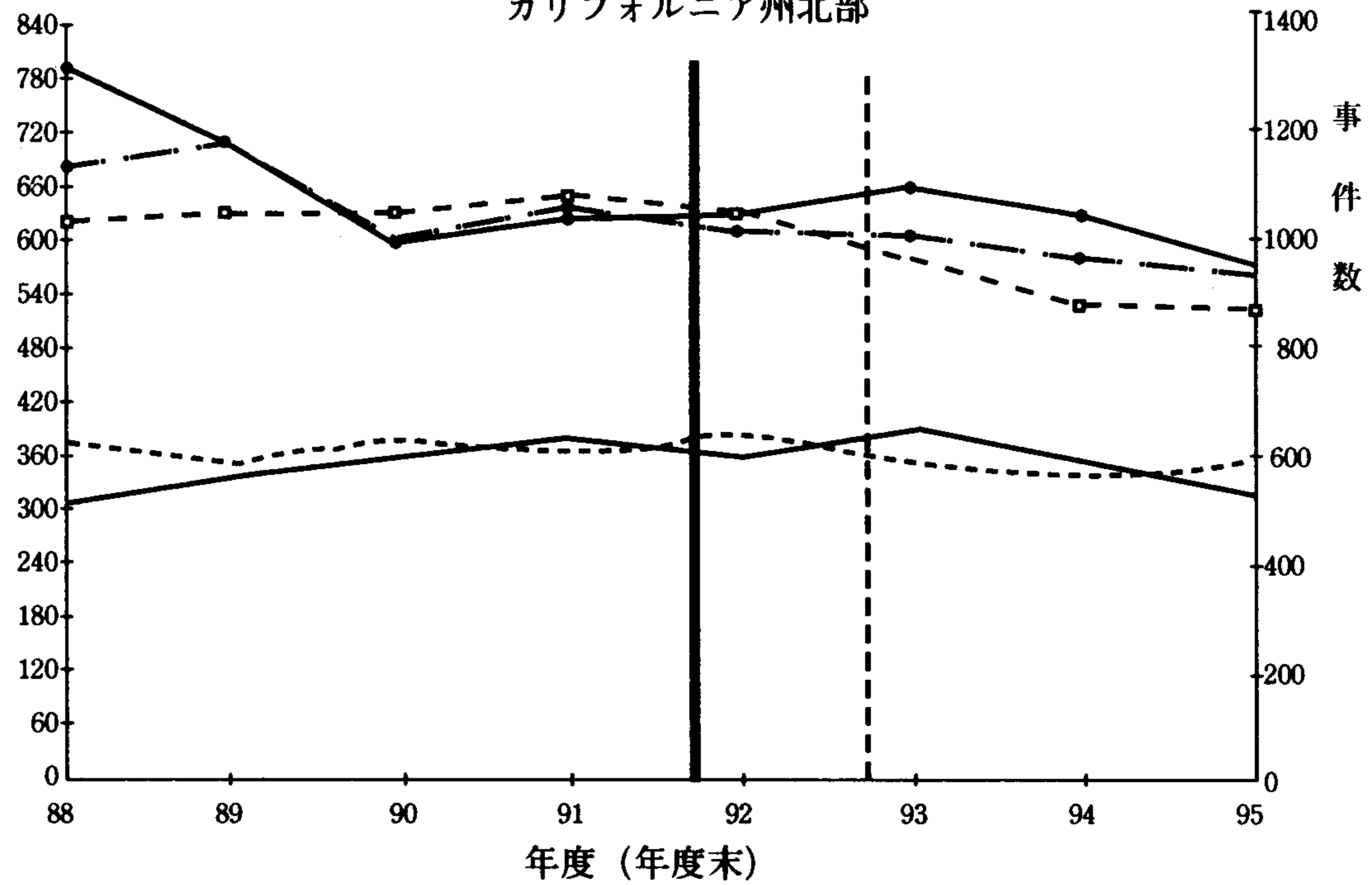


図2 取扱事件数の傾向, 契約および人身被害事件 (88年度~95年度) \*\*  
カリフォルニア州北部



— 平均終了期間、--- 平均係属期間、- - - 終了期間の中央値  
 — 事件管理計画の実施、---- ADR計画の実施、- ● - 提起された期間  
 ● 終了した事件、○ 年度末において係属中の事件

(96) Ibid.  
 (97) Ibid.  
 (98) Id. at 206-207.  
 (99) Id. at 207.  
 (100) Ibid.  
 (101) Ibid.  
 (102) Id. at 207.  
 (103) Id. at 207-208. 連邦司法センターは、弁護士に対して、中立人が及ぼした圧力の程度、中立人が当事者を公平に取り扱ったか等のいくつかの異なる重要な点に基づき中立人を順位付けすることを求めた。See id. at 207, n. 140.  
 (104) Id. at 208.  
 (105) Ibid.  
 (106) inputとは、松田徳一郎監修・リーダーズ英和辞典(一九九七年、研究社)によれば、一般用法としての「投入量」という意味の他、口語用法として、(計画につき込まれる情報などの)「投入総量」を意味する場合があるとされる。したがって、ここでは「input」を、当事者が選択することができる「多くのオプション」という意味で訳した。  
 (107) Ibid.  
 (108) Ibid.  
 (109) Id. at 209.  
 (110) Ibid.  
 (111) Id. at 210  
 (112) Ibid. 最後に、連邦司法センターは、北部地区が八カ月という短い訴訟処理時間の中央値でデモンストレーション計画を開始したため、ADRまたは事件管理に関する新しい方策が、訴訟処理時間に及ぼす明確な効果を判定することは困難であろうとしつつ、これらの新たな方策が訴訟処理時間に及ぼす効果を調査するため、これらの計画の実施前及び後の各年における事件処理上の活動に関するいくつかの数値をグラフ化した。九五会計年度の終了時において、事件管理およびADR計

表20 プログラム実施前及びプログラム実施後における、所要期間毎の終了事件の割合（パーセント）\*\*\*  
カリフォルニア州北部

終了までの月数	プログラム実施前	プログラム実施後
0-3	25.0	29.0
4-6	27.0	26.0
7-9	17.0	15.0
10-12	11.0	11.0
13-15	7.0	7.0
16-18	5.0	4.0
19-24	5.0	5.0
25-36	3.0	2.0
37+	0.2	0.3
事件数	4,289	6,242

\*  
\*\*  
\*\*\* Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 212-213 (1997).

画に服する事件の訴訟処理時間の中央値は、約七・五カ月である。そしてこの処理事件の七〇％が約一三カ月に終了した。

図1は、一九八八会計年から九五会計年までの、一般民事事件についてのいくつかの事件処理および処理時間に関する数値を示している（グラフ上の左手の垂直線は事件管理計画の実施日を示し、薄い右手の垂直線はマルチ・オプションおよび調停計画の実施日を示している）。これによれば、過去七年間、取扱事件を処理する裁判所の能力に関する数値、すなわち事件の終了期間の中央値および平均値、係属期間の平均値、および係属事件の数が非常に安定していることが示されている。この期間中、これらの数値の変動はあったが、一般民事事件に関する訴訟処理時間の中央値は一貫して七カ月と八カ月の中間にあり、終了期間の平均は約一二月前後であり、また処理事件の七〇％が一二月から一三カ月に終了した。図1で特に注目される点は、裁判所は、提訴数が増加する場合でも上述の数値を安定させたことである。すなわち、裁判所は提訴に敏感に反応し、提訴数が増加すれば終了件数を増加させ、また提訴数が減少すれば終了件数を減少させている。

図2は、契約および人身被害事件に関する事件処理

の傾向が他の一般民事事件全体とはかなり異なっており、九三および九四会計年度においてこれらの事件の終了数が提訴数をかなり上回っていることを示している。これは裁判所が未済事件（*older cases*）を終了させたことによるものであり、これは訴訟終了の平均期間の増加とこれらの係属事件の平均期間の減少に示されている。

また、表20は、計画実施前および後において一定期間ごとに終了した訴訟事件の割合を示している。これによれば、事件管理パイロット計画の実施以来、より大きな割合の事件が非常に早い期間内に（0から三カ月）終了したことが示されている。

以上の分析から、連邦司法センターは次のような結論を導き出している。すなわち、図1および2は、未済事件の終了の著しい増加を示しており、それはまさに裁判所による事件管理計画の実施と同時に始まり、一九九四年まで継続した。さらに、表20は、提訴から短期間で一層多くの事件処理を行うという方向への変化を示している。裁判所が過去四年間に、未済事件を処理し、早期に相当数の訴訟事件を終結させ、そして提訴数の増加に直面し、また一名の裁判官の欠員を有しつつ、全体として安定した処理時間を維持できたことは、裁判所における二つのパイロット計画がもつ有益な効果を暗示しているとする。See *id.* at 210-213.

## 五 わが国に与える示唆

以上、カリフォルニア州北部連邦地裁におけるADRおよびマルチ・オプション計画についての連邦司法センターの評価を検討してきた。そこで最後に、以上の検討の結果が、わが国における将来のADR手続のあり方にどのような示唆を与えるかについて考察することとする。

### 1 訴訟処理時間の短縮

前述のように、ADRが訴訟処理時間に及ぼす全体的な効果についての調査によれば、六〇％を超える弁護士が、

A D R 手続はその事件における処理時間を短縮させたと答えており、また、その評価は、A D R の種類や、付託方法、マルチ・オプション計画事件であるかどうかにより著しくは異ならなかった。この点は、連邦司法センターも指摘するように、A D R が一般的に訴訟処理時間の短縮について明らかに有益な効果を有することを示唆しているように思われる。他方において、訴訟処理時間に関する弁護士のような評価は、その訴訟事件が和解により終了したかどうかと強く関連していた。すなわち、事件の全体が和解により終了したと報告した弁護士の方が、A D R が訴訟処理時間を短縮させると報告する割合が高かったためであり、この点は、A D R が、早期に和解を成立させることにより訴訟処理時間を短縮させるものと考えられる。そしてこのことは、逆にA D R 手続において和解が成立しないときは、その事件は裁判所の実事審理手続に進行することとなり、必然的に訴訟処理時間を増加させるという結果を生じさせるであろう。したがって、裁判所はその事件をA D R 手続に付託することがその事件の解決にとり適切であるかどうかを判断することが重要であり、適切でない<sup>(113)</sup>と判断される場合には、A D R 手続を強制すべきではないと考えられる。

## 2 訴訟上の費用の減少

訴訟処理時間に関する調査の場合と同様、六〇%を超える弁護士が、A D R 手続は訴訟事件における費用を減少させた<sup>(114)</sup>と報告しており、それは代理される当事者の種類や、紛争の性質、A D R の種類等により著しくは異ならなかった。しかし、弁護士の評価は、その事件がA D R 手続の結果和解したかどうかに関係しており、事件の全体がA D R 手続により和解したと報告した弁護士の方が訴訟に関する費用の減少を報告する割合が高かった。この点は、A D R 手続が和解を生じさせることにより訴訟事件にかかる費用を減少させることを示しており、このことは同時に、事件が和解により終了しない場合は、その事件は通常の訴訟手続に進行することにより著しく費用を増加させること

を意味すると考えられる。したがって、裁判所は、訴訟処理時間における場合と同様、A D R 手続への事件付託の際、当該事件がA D R への付託に適したものであるかどうかを慎重に判断することが、費用の減少という点で重要な意味を持つことになると考える。

さらに、訴訟の費用に関する弁護士の評価は、A D R への付託方法により著しく異なっており、当事者が自らA D R 手続を選択した事件を担当した弁護士の方が、その他の場合に比べてA D R 手続による費用の減少を報告する割合が高かった。この点はA D R 手続に対する当事者の主体的参加が、A D R 手続を一層効果的なものとする<sup>(115)</sup>ことを示すものとして興味深い(この点の評価については、後述5で述べる)。

## 3 和解に及ぼす効果

連邦司法センターの調査によれば、六五%の弁護士が、受任事件の全部または一部がA D R 手続の結果和解により終了したと報告しており、またその場合に訴訟処理時間や費用、手続に対する満足度について一層好意的な評価がなされている。和解に関する弁護士の評価はA D R の種類等により異ならなかったが、A D R への付託方法により著しく異なった。すなわち、当事者が自らA D R 手続を選択したと回答した弁護士の方が、裁判官による付託や自動的な付託に比べ、事件全体が和解で終了したと報告する割合が高かった。この点も、やはりA D R 手続に対する当事者の主体性の確保がその手続を一層効果的なものとする<sup>(116)</sup>ことを示しており注目される(この点の評価についても、後述5で述べる)。

## 4 A D R 手続を原則的に利用すべきものとする<sup>(117)</sup>ことの効果

カリフォルニア州北部連邦地裁の地方規則一六一二(a)は、原則としてすべての民事事件の当事者が、ADRの利用について協議し、その有用性を検討しなければならないと規定する。さらに、同北部連邦地裁が採用したマルチ・オプション計画は、その計画の対象とされる民事事件の当事者が訴訟の前に原則としてADR手続を利用すべきことを前提としつつ、当事者が自らの事件に最もふさわしいと考えるADR手続を選択することができることを内容とするものであった。また、この計画は、当事者が事件管理協議において、裁判官に対してADR手続がその利用により生じる費用を正当化するほど十分な利益を当事者に与える可能性がないことを確信させるときは、裁判官はその事件のADR手続への参加を免除するものとしている。そして、連邦司法センターの調査結果は、この計画がそれ以外のADR計画の場合と同様に、処理時間の短縮、費用の減少や和解の成立に極めて効果的であるだけでなく、手続に対する満足度や公正さの点でも高く評価されていることを示している。このようなADR手続の原則的利用(A DR前置)を伴う計画に対する高い評価は、当事者がADRの前置自体を問題とは考えずに、ADR手続自体の持つ手続的公正さを重視することの現れといえよう。<sup>(115)</sup>しかも、ADRの前置は、ADRの利用を任意とする場合に生じる問題、すなわちADRの申請が相手方に自己の法的根拠の薄弱さを示すとも受け取られかねないという懸念や、相手方のADR申請の背後にある隠された動機の詮索等を排除することができるという長所を有することも指摘されている。<sup>(116)</sup>

以上のような観点から、わが国の民事訴訟においても、少なくとも、当事者が訴訟の早期の段階でADR手続の利用を協議し検討することを義務づけることも一つの方法であると思われるし、<sup>(116a)</sup>さらに、当事者は原則として民事事件一般において広くADR手続を利用すべきものとすることを前提としつつ、ADR手続への付託を不相当とする一定の事情を当事者が主張するとき、柔軟にADR手続の免除を認め、その事件を事実審理に進ませるといった手続が

検討されてよいであろう。<sup>(117)</sup>

##### 5 当事者に対するADR選択権付与の重要性

ADR手続が生じさせる効果についての弁護士の評価は、当事者が自らADR手続を選択した場合に一層高かったことが示されている。すなわち、当事者が自らADR手続を選択したと回答した弁護士の方が、自動的な付託や裁判官による付託がなされた場合よりも、裁判に要する費用を減少させ、ディスカヴァリや申立ての数を減少させ、手続は公正であり、受任事件が和解により終了し、またADR手続のもたらす利益が費用を上回ると報告する割合が一層高かった。また、当事者がADR手続を選択した事件の方が、自動的な付託の場合よりも実際にADRセッションに参加する割合が高かった。ADR手続を利用すべきことを前提としつつ、どのADR手続を利用するかについての選択権を当事者に付与することを内容とするマルチ・オプション計画では、それ以外の計画よりも当事者がADR手続を選択し、またADRセッションに参加する割合が高かった。

このように、当事者の選択に基づくADR付託の方法の方が、自動的な付託よりも一層十分な効果を生じさせるとの調査結果は、連邦司法センターが指摘するように、当事者に数種のADR手続についての選択権を付与することが、ADRに関する当事者の意識を高め、自らの事件についてどのようなADR手続が最も適切であるかを彼らに真剣に考えさせる機会を与えることによるものと考えられる。このようなADR手続に対する当事者の主体的な参加を確保することが、ADR手続の効果を一層高めることになるという点は、わが国のADR制度を考察する際にも重要な示唆を提供するに思われる。<sup>(118)</sup>また、マルチ・オプション計画のように、ADR手続を多様化して、多くの裁判所付属のADR手続を用意するとともに、さらにそのオプションの一つとしてやはり様々な民間のADR手続をもこれ



に加えていることは、当事者のニーズに最も適したADR手続を選択させることを可能にする点で優れているように思われる。わが国では、現在のところ、裁判所付属のADR手続としては、民事調停手続および家事調停手続が存在するのみであるが、さらにこれに弁護士等を中立人とする仲裁手続や、早期中立的評価のような予測型のADR手続をも裁判所付属のADRに加えることも検討されてよいであろう。

そして、わが国においても、カリフォルニア州北部地区におけるADRおよびマルチ・オプション計画におけるように、当事者は、原則として民事事件一般において何らかのADR手続を利用すべきものとすることを前提としつつ、様々な裁判所付属のADR手続だけではなく、民間ADR手続の中からも当事者が自由にADRを選択することができる<sup>(119)</sup>とすることが、ADRについて最も望ましい効果をもたらすことができるであろうと考える。

## 6 ADR事務所の重要性

ADR事務所は、裁判所におけるADR計画の実施に際して極めて重要な役割を演じていることが、裁判官により指摘されている。ADR事務所は、訴訟事件についてADRセッションのスケジュールを立て、中立人の選定と指名を行い、中立人を訓練し、ADR付託が適当でない事件を確認し、ADRについて弁護士と協議し、またその協議の結果を要約したメモを裁判官に提出する等の職務を担当している。これらの業務は明らかに高度の専門性を有するものであり、法的訓練と経験を要するものと考えられる。特に、今後当事者の様々なニーズに対応できるように多様なADR手続を用意することが望ましいものと考えた場合、これらのADR手続に関する業務を専属的に処理する事務所が必要であると思われる、わが国においても裁判所内にこのようなADR手続に関する専門的な事務所を設置することが、ADRに対する国民の信頼を高めると同時に、ADRに期待される効果を一層十分に導くことができるであろう。

## 7 中立人の資質の重要性

連邦司法センターの調査結果によれば、中立人を積極的に評価した弁護士の方が、中立人を消極的に評価した弁護士よりも、ADRが裁判にかかる費用と訴訟処理時間を減少させ、受任事件について和解を促進し、その結果は満足<sup>(119)</sup>の行くものであり、手続は公正であり、またADRのもたらす利益はその費用を上回る、と考える割合が高かった。このことは、ADR手続が十分に機能し成功するためには、十分な資質を有する者を中立人に選任すること、中立人に選任される者に一定の訓練を実施することが極めて重要であることを示しているように思われる。わが国においても、ADR中立人を選任する場合には、そのADR手続の対象となる事件について、法的知識を含めた十分な専門的知識と経験を有する者を中立人に選任することが重要であり、また中立人名簿に記載される者については、その業務のための一定期間の訓練を義務付けることが必要であろう。

(113) E・シヤーマン著(大村雅彦編訳)『ADRと民事訴訟』一六頁(大村雅彦・清水宏訳)(中央大学出版部、一九九七年)参照。See also DONNA STENSTRA & THOMAS E. WILGING, ALTERNATIVES TO LITIGATION: DO THEY HAVE A PLACE IN THE FEDERAL DISTRICT COURTS? 53, 55 (FJC 1995).

(114) E・シヤーマン著・前掲注(113)一六頁。DONNA STENSTRA & THOMAS E. WILGING, *supra* note (113), at 53, 55.

(115) See DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (113), at 206. また E・シヤーマン著・前掲注(113)三三頁〔萩澤達彦訳〕を参照。

(116) See DONNA STENSTRA & THOMAS E. WILGING, *supra* note (113), at 52. See also DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note (113), at 208.

- (116 a) 近時の連邦裁判所におけるADR計画は、裁判官に対して、ADRに適した事件の確認と、ADRに関する弁護士及び当事者の教育についての責任を強化する。と同時に、多くの連邦裁判所における地方規則は、弁護士(および当事者)に対しても、弁護士がその依頼人および相手方とADRについて協議し、事件についてのADRの適切性を事件管理計画書において取り扱い、連邦民訴規則一六条における最初のスケジュール協議において裁判官とADRについて協議するよう用意することを要求する。See E. Plapinger, *supra* note (17), at 559.
- (117) See DONNA STENSTRA & THOMAS E. WILGING, *supra* note (113), at 53, 55.
- (118) See also E. Sherman, *The Impact on Litigation Strategy of Integrating Alternative Dispute Resolution into the Pretrial Process* 168 F. R. D. 78-80 (1996). シャーマン教授も、弁護士と当事者に対して、ADRの利用の判断について重要な役割を与えることは、彼らがADRを彼らの訴訟事件の解決において重要な要素であると考えうる可能性を高めるであろう、と指摘される。
- (119) この他わが国の裁判所によるADR手続としては、裁判上の和解(民訴八九条、二六四条)、訴え提起前の和解(民訴二七五条)、およびある種の仲裁としての性格をもつ裁判所等が定める和解条項の制度(民訴二六五条)が存在する。わが国のADR手続については、小島武司『伊藤眞編『裁判外紛争処理法』一頁以下(有斐閣、一九九八年)、および特集「紛争解決システムの改革」法律のひろば五三巻二号五頁以下(二〇〇〇年)が詳細である。また、吉田元子「裁判所等による和解条項の裁定とその対象範囲」(一)(二完)「上智法学論集四三巻三号一七七頁(一九九九年)、四号一五一頁(二〇〇〇年)は、ドイツ法、およびわが国における調停条項の裁定(民調二四条の三)と調停に代わる決定(民調一七条)の制度との比較検討から、裁判所等が定める和解条項では、憲法上の裁判を受ける権利の実質的保障という観点から、裁判所等は、当事者による裁定対象の範囲の限定に拘束されるべきことを指摘される。
- (120) わが国においても多様なADR手続を創設すべきことを指摘する論文として、坂巻紀久「ADRによる民事司法の活性化に向けて」司法改革七号三八頁以下(二〇〇〇年)を参照。また、萩原金美「調停と司法改革」司法改革七号三〇頁(二〇〇〇年)は、第一に調停機関の組織の再編成(弁護士など裁判官以外の法律家を調停主任とし、さらに調停委員(非法律家)の数については最低一人でも足りるものとすべきである)、第二に調停委員の選任方法の改革、第三に当事者の調停委員に対する選択権の保障、第四に調停と公私のADRとの共同、を提案される。さらに、石川明『調停法学のすすめ』一四頁以下(信山社、一九九九年)、および同「ADRの発展と法的規制のあり方」司法改革七号二〇頁以下(二〇〇〇年)は、今後ADRが増加するに伴い、その機関の構成、特に裁定委員の選任要件や裁定委員会の構成および手続の公正性の担保等の点を規制するADR基本法の制定を検討すべきものとされる。また、仲裁と調停とを連係させた手続の許容性を検討する文献として、猪股孝史「仲裁と調停の連係許容性とその限界」(一)―(三・完)「桐蔭法学五巻二号四九頁(一九九九年)、六巻一号一四七頁(一九九九年)、六巻二号一九頁(二〇〇〇年)を参照。